

令和6年 第3回定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和6年9月12日 開会

令和6年9月19日 閉会

美 深 町 議 会

令和6年第3回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和6年9月12日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第31号の提案説明
- 第 7 議案第32号乃至議案第36号の提案説明
- 第 8 認定第1号乃至認定第7号
- 第 9 報告第6号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第10 休会日の決定

◎出席議員（11名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 木下 広 悠 君 | 2番 望 月 清 貴 君 |
| 3番 中瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君 |
| 5番 蠣崎 一 生 君 | 6番 田 中 真奈美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9番 和 田 健 君 | 10番 荒 川 賢 一 君 |
| 11番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|----------------|------------------|
| 町 長 草野 孝治 君 | 副 町 長 川端 秀司 君 |
| 総務課長 中江 勝規 君 | 企画商工観光課長 小野 勇二 君 |
| 住民生活課長 桜木 健一 君 | 保健福祉課長 小林 一仙 君 |

農務課長	山崎義典君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	内山徹君
企画グループ主幹	渡辺善美君	経済産業グループ主幹	前田直久君
生活環境グループ主幹	川端健君	税務グループ主幹	中野浩史君
保健福祉グループ主幹	和田政則君	農業グループ主幹	加藤保昭君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので令和6年第3回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において9番 和田議員、10番 荒川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から19日までの8日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から19日までの8日に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中、議長が受理しました陳情等について申し上げます。核兵器と原発のない平和な世界を目指す要請書、ほか8件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から提出の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書並びに美深町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分書。教育長から提出の令和5年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書。代表監査委員から提出の令和6年8月実施の例月出納検査報告書は、議会側議案に写しを添付しています。次に本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例の一部

改正1件、補正予算5件、決算の認定7件、合計13件です。議会側提出のものは、委員会報告2件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は小口議員はじめ合計4名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に、一般質問の状況をインターネットに録画配信するため、議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められていますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。行政報告を申し上げます。いよいよ9月に入り本格的な収穫の秋を迎える時期となりました。本日、第3回定例会の開会にあたり冒頭行政報告といたしまして、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。まず農作物の生育については、関係機関で9月2日に実施の生育状況調査の結果によるところでございますが、8月は25度以上の夏日が18日、30度以上の真夏日が6日と平年よりかなり高い気温が続き、降水量も平年より多く推移いたしました。生育は概ね順調に推移しております。詳細につきましては、別紙配布の農作物の概要をもって報告とさせていただきます。以上、行政報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 これから一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

7番 小口議員。

○7番（小口英治君） それでは一般質問を行いたいと思います。項目、行政。件名は美深町第6次総合計画の進捗状況と課題についてであります。質問の要旨を申し上げます。令和5年4月の統一地方選挙で草野新町長が当選し、1年半が過ぎようとしております。今回の質問は、令和7年で折り返しとなる総合計画について、マニフェストの項目から現状と課題等に向けての方策を伺うと共に、令和9年供用開始の仮称ではありますが、名寄地区一般廃棄物中間処理施設に係る建設負担金等や町単独の補助金及び支援金（特別養護

老人ホーム及び厚生病院の運営及び第3セクターの運営等)により厳しい財政運営になると考えますので、下記のものを含めて町長の考えを伺うものであります。1つ目には、草野町長のマニフェストにあります、人と自然にやさしい、安心安全なまちづくりの中で、空き家の利活用支援研究の実情、現状の登録数と登録への課題・危険家屋の件数と指導状況等を伺うものです。もう1点は、町が借り上げし、リノベーション後に貸し出す方法など、これは提言でございますが、それに対する考え方もお伺いいたします。2つ目には、地域産業の振興、持続可能なまちづくりの中で、地域おこし協力隊の積極任用について。付随しますが、これについてフリーミッション型、副業の考え方もお伺いします。その次の項目としては、美深ブランドのPR。これは認証制度と書いていますけれども、色々な認証制度がございますので、大まかな国の方は少し出るかもしれませんが、簡単な簡易な美深町独自のものという風に私は想定しておりますが、話の如何ではもう少し発展するかもしれません。それとチョウザメ産業の底上げ。これは見せる・食すに対する考え方、従前から私も質問しておりますが、これの進展状況も合わせてお伺いしたいと思います。項目の3つ目としては、ふるさと納税の維持拡大、新たな特産品の掘り起こし、ソフト面での充実が底上げにつながると思っておりますが、町長の考えを伺います。大きな3つ目といたしましては、町民のためのより良いまち役場づくりが述べられております。これについて職員の能力開発、研修体制の構築、人事評価制度と適材適所の人事配置、コロナ禍後の能力向上の取組み、職員間、町長との意見交換を行うということをマニフェストに書いておられますので、その現状をどのようになっておられるかをお伺いするものです。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 小口議員から美深町第6次総合計画の進捗状況と課題についてのご質問をいただきました。総合計画というより、私が掲げた選挙公約に対するご質問と拝察いたしました。まず1つ目の人と自然にやさしい安心安全なまちづくりから空き家の利活用支援研究の実情についてご答弁申し上げます。現在、美深町への移住希望者向けに美深町の公式ホームページで紹介している空き家は3件ございます。さらに、掲載準備手続き中の空き家が2件ございます。課題として大規模な改修を必要とする空き家が少なくないため、家屋所有者と賃貸希望者とのマッチングに苦慮しておりますが、令和5年度の実績では4件が成約されたようですので、引き続き推進して参ります。また、町独自で毎年空き家の調査を実施しており、危険度の高い物件については、電話や訪問、関係者を通じた連絡、文書で要請しております。令和5年度の文書による要請は6件となっております。次に、町が空き家を借り上げ、改修後に貸し出すという手法についてでございますが、空

き家は所有者自らの責任において適切に管理することが大前提でございます。個人の所有財産に、町が多額の費用を掛けることは現在考えておりません。改修が必要な場合は、借主において美深町快適な住まいづくりと商工業振興補助制度を有効に活用していただければと思っているところでございます。今後、使う見込みのない住宅は解体されることになっていしょうが、解体にかかる費用についても支援しておりますので、危険な状態になる前に是非手を打っていただきたいと考えております。空き家の利活用については、先進地の取り組み事例を参考にしながら引き続き研究して参りたいと考えているところでございます。次に、2つ目の地域産業の振興、持続可能なまちづくりから地域おこし協力隊の積極任用について申し上げます。現在まで、地域おこし協力隊につきましては、18人の方が美深町に地域おこし協力隊として着任されている経過がございます。フリーミッション型、副業の考え方についてでございますが、これまで町で委嘱してきた地域おこし協力隊員は、事前に課題への取り組みや協力隊任期満了後の起業を見据えて募集するため、活動内容が決まっているミッション型となっています。今後、協力隊員を増員するには、隊員提案型のフリーミッション型や町と雇用契約のない委託型についても課題を整理して検討して参る必要がございます。また、副業については、協力隊業務に支障のない範囲でこれまでも認めており、地方公務員制度に照らして適正に対応していく考えでございます。次に、美深ブランドのPRについてのご質問ですが、農畜産物については、現在北はるか農協が事務局となって生産組織や美深町などが構成する美深町農畜産物等販売推進会議において町内外のイベントへの参加や取引先訪問、市場視察など販路拡大・PR事業に対する支援を行っております。美深町には農畜産物に限らず自慢のできる多くの製品や資源がございます。個々の製品をブランド化する取り組みもありますが、美深の名を知ってもらって、地域自体をブランド化することが大切なことだと思っております。職員のみならず、あらゆる分野で美深町を認知してもらえるように行政や町民が一丸となって努めて参ることが大切だと考えております。町独自の認証制度につきましては、現段階では取り組む計画はございませんが、道の認証制度への登録を含めこれからも研究して参りたいと考えております。またチョウザメ産業の底上げについてでございますが、見せるための取り組みとして、チョウザメ館を拠点にしております。食すための取り組みとしましては、キャビアや魚肉の販売、道の駅のイベントや先日のふるさと秋祭りなど各種イベントにおいて、チョウザメフライの販売を行っており好評を得ているところでございます。また町内の飲食店では、チョウザメの定食を提供するお店がありますし、新しいメニューの開発を現在行っているお店もあると伺っております。引き続き町内外のPRと販路拡大に努めて参る所存でございます。次に、ふるさと納税の維持拡大について申し上げます。令和5年度末時点でふるさ

と納税を受け付けるポータルサイトは8サイトあり、令和6年度中に5つ増やして、全部で13サイトに拡大するよう準備を進めているところであります。さらに、昨年12月から企業版ふるさと納税も導入するなど維持拡大に繋がる取り組みを進めて参りました。また返礼品のソフト面の充実については、現在のところ郵便局の見守り訪問サービス、びふか温泉の入浴回数券、天塩川のカヌー川下り体験や釣り体験などの返礼品メニューは用意されておりますが、さらに新メニューとして対応可能なものについて加えていければと考えているところでございます。最後に、3点目の町民のためのより良いまち役場づくりについて申し上げます。職員の能力向上の取り組みについては、上川町村会等が開催する悉皆研修、職員全員が必ず受けていただく研修、これらを含む派遣研修、外部講師を招いて開催する研修会、自ら企画立案する自主研修などコロナ禍においても縮小せずに取り組んで参りました。多くの職員に研修の機会が得られるよう研修計画を組んでおりますし、予算措置についてもご理解をいただいているところでございます。職員間の意見交換については、それぞれの職員が職場で自由に意見を交わす環境ができていると認識しており、私と職員との意見交換についても主幹・課長会議、政策会議等の中で意思疎通を図っているところでございます。以上、美深町第6次総合計画の進捗状況と課題に対する答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 空き家の件ですけれども、これは今回の質問も全て過去にも行っていることだと思いますけれども、これは担当のご協力を得まして、ランクAからE、その後に特Eまでのランクがあって、何件という資料もいただいておりますけれども、この特Eですね。その前にEですね。Eというランクがどのようなものかと思いましたが、改修は不可能であり、解体すべき物件というような名目があるそうです。その後、特Eはこれに加えて損傷等も著しい建物だというようなことで区割りをしているようです。件数でいうとこの特Eが5件で、Eが8件という調査結果でございます。そしてこれに対して今度、法律も変わりました、令和5年の12月に空き家等対策特別措置法が出来ております。それで指定されるまでの流れといたしましては、立ち入り調査。その後、助言または指導がありまして、その後からはこの罰金といいますか、そういうようなことになっていくそうです。それは、立ち入り調査と助言までは無料ですけれども、あとはもう地権者にこれより先はお金がかかっていくという法律です。その法律の内容は、勧告、命令、それにも従わない場合には行政代執行となるようです。それでこの美深の場合は、今言った特E、Eを合わせて罰金の有料化になる勧告までに行っている建物がこの中であるのかないのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） まだ勧告を行ったものはございません。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 勧告は行っていないということは、そしたら助言までは指導や何かは私も聞いていますから指導はしていると思いますけれども、例を出しますと固有名称は出しませんが、駅前にある相当危険だと私は思う建物もございます。そこら辺の勧告までは行っていないということは、これから先はどのような方向で建物を考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど、ご答弁申し上げたことを繰り返すかもしれませんが、町独自の毎年空き家の調査を実施してございます。これは特EもEも含んで実施しておりまして、危険度の高い物件については、電話や後は具体的に家主さんのところに訪問、関係者を通じた連絡、さらに文書で要請しておりまして令和5年度文書による要請は6件ということで、先ほどご答弁申し上げました。ということで、この法律に基づく方式な勧告までは至っておりませんが、実際そのような危険な家屋については、連絡をとって家主さんに対応についてご相談している、お願いしているというような状況ということでご理解いただければなという風に思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） あまり言いたくはありませんけれども、ある程度それは期限を切らないと、ましてや美深の駅が降りて草ぼうぼうの道を通って、建物もああいう状況で来町者がどのような印象を受けるかが、まず第一私は問題もあると思います。まだそこまでは行っていないというのですから、法律もできたわけですから早急にその法律に則って連絡はつかないという話も聞いてはおりますけれども、それは踏み込まないとずっとあのままで行くつもりなのか。再度お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 暫時休憩します。

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど、小口議員から特定の部分のお話もございましたけれども、特Eの分含めて全て連絡が取れて対応を進めているというような状況になってございます。法律に基づく行政代執行は最終手段だという風に考えてございますので、あくまでも現段階では所有者の責任で対応すべきものという風に考えてございますけれども、小口議員が心配される部分については、重々私も感じ取っておりますので、ご理解のほどよろしくお

願い申し上げたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） このまま放置すると固定資産税が6倍になるというようなことがありますから、その固定資産税の徴収はちゃんと行っているのですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 固定資産税、その個別の案件についてはちょっとご答弁できない部分もございますけれども、それぞれ税制に則って課税されるものは課税しておりますし、課税額に達していないものは免税になる可能性もございますということではか答弁できませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） また不良債権であっても大変なことですから、しっかり取り組んで下さい。ここ1件だけではないですからね先ほどの資料を見ると、5件あるわけですから。最高ランクの危険家屋が。そして改善不可能で解体すべき物件も8件あるわけですから。これは早急にそういう方策を練らないと私は上手くないと思いますからしっかりとやっていただきたいと思います。そしたら話題を変えましてリノベーションについてですね。これも担当の方に資料は渡してあるので、町長もお聞きしていると思うのですが、これも所管事務調査で高知県の梶原町にお伺いした時に見て参りましたけれども、これは空き家活用促進事業というのを設けまして、空き家を800万上限でリノベーションして、家賃は当時は1万5千円でしたから、今は2万5千円になっているような報道ですけれども、そして募集をかけたところですね、相当な量がその利用をしていると、今現在はもう100%だと。その空き家を利用した家賃収入をもらって。その財源は府県ですから道も同じですけれども、上限の800万の半分を府県で持って、あと町が半分、国が2分の1ですね。国が2分の1で、府県が半分と、町がその半分というようなことでやっているみたいですが、改修費や何かは7年何は貸し出す契約ですから、それで元は取れるんだというお話で。そのような美深のまちにもお金をちょっと加えて改修すればそういうところも恐らくあると思うのですよね。何はともあれ他所から来た人が美深の役場の窓口に行き、住宅がどこかないですかと言ったら中々ないというお話でした。それは過去にも質問しましたが、そういうお話でした。今、インターネットで空き家の紹介は3件と聞いていたけれども、今見ているのは私2件しか記憶にないですけれども、3件になったのかどこか増えるのかわかりませんが、付属というか、ついでに言いますけれども、近郊の下川町でしたら空き家バンク、インターネットを通しての紹介が12件、そこはまた土地だけの紹介もしているのですよ。東川町だってその件数は美深の比で

はないですよ、当然ね。ですから美深は、そういう情報が中々ないようなこともありますけれども、その募集もちゃんと空き家の募集もちゃんとしているのかどうか。そこも私は不思議でなりません。そこら辺をちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどの特Eの部分にちょっと戻りますけれども、令和に入って特E、Eの部分については、地道な努力もありまして、5件の危険家屋について解体した経過があるということで、参考までにお伝えしたいと思います。それと空き家の部分でございまして、昨日ホームページを確認しましたら2件だったのが3件になっておりますので、現在3件で空き家について情報提供しております。あと2件、登録調整といえますか、相談があるということになっております。窓口に来られても空き家がないわけでは決してないと思うのですよね。自分が希望する一定程度、新しいような住宅が求められる傾向があるのかなという風に思っているところでございまして。現在、直近でございまして後ほど議員からも別な議員からもお話あるかもしれませんが、外国人の方々、特にこれにつきましては、空き家結構すぐ出られた空き家を工務店さん何か、あと民間を通じてやはり出たばかりの空き家はすぐ暖房施設にしても水回りにしてもそのまま使える、ほぼ改修しないで使えるということで、そういった部分からすぐ登録前に埋まっていて町内で、埋まっていて現状があるということで伺っているところでございまして。先ほど、高知県ですか。高知県は、県を挙げて自治体を応援しているようでございまして、梶原町の部分についても美深町で同じような森林資源のまち、人口も3,000人ほどという風に伺っているところでございまして、北海道においては国の事業がありますけれども、北海道の事業ですとかというのは持っていません。高知は特に県を挙げて移住を促進しているという部分なのかなという風に思っているところでございまして。また観光協会の部分では、家主から賃貸を受けて、リノベーションハウスをもって事業を推進している部分もございまして。これにつきましても、令和5年22組の方が延べ67日間利用したというような実績もございまして。どうしても空き家の部分については、このランクでいうとDランク、入居には相当の改修が必要。あとCランク改修が必要という部分がほとんどでございまして。1年1年、古くなっていきますし、この豪雪寒冷地帯ではやはりその気密性ですとか、暖房がセントラルになっていない住宅等もございまして。また給湯、水回り含めて大改修が必要な部分が多い物件が多いのかなと思っているところでございまして。即入居できるような住宅は限られている。その中でホームページ等で紹介している部分については、そんなに改修費を掛けなくても入居可能などころなのかなと思っております。実際に町外に転出する方、そして住宅または水道だとか残っていますので、それらの取り扱

いについて転出する時にどのような考えですかというようなことも確認したり、美深町の空き家のホームページ等に紹介しませんかというような形で声掛け等しながら空き家の有効活用を現在図っているところでございます。また先ほどもご答弁申し上げましたけれども、先進地の取り組み等々を参考にしながら引き続きこれらの対策、対応等について研究して参りたいなという風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これは昨年度の事業評価調書の中にも空き家の問題等は段々増えていくのだというような担当の方の報告もあります。これについても、空き家の登録等もしっかり行うというようなことも述べられておりますので、ただ私は件数が少ないなと思えます。5件だっていったところで、先ほどの下川の量を言いますと全然違いますからね。やっぱり移住してくる人は選びたいのですよね。どんなところがあるかね。それはやっぱりもう少し登録数を増やして紹介できるような体制に是非持って行ってもらいたいと思えます。これは答弁はいいですね。よろしくお願ひします。それでは次の質問に移らせていただきます。地域おこし協力隊のことですね。地域おこし協力隊員は、定住に結びついているのは、大体今までの18人のうち半数近くが定住に結びついているということで、大変有難いことだなと思っています。ただ、どこの町村でも一緒だと思うのですけれども、すぐ企業のところに企業ができない、就職先ですね。そういう問題が秘められているのではないのかなというようなこれも8月に所管事務調査を行いましたけれども、そういうお話でございました。先ほど町長答弁で副業も認めるというようなお話もあったのですが、そういうような応募する段階で副業の話も出たのか出ないのかわかりませんが、協力隊員その方自身が副業の話まで持ってきて募集の時に相談なさっている方は現実にいるのですか。どうなのですか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど、答弁はいらないと言ったのですけれども空き家の部分1点だけよろしいですか。実際にですね、空き家の多くはおじいちゃん、おばあちゃん、親が亡くなられて、その相続の町外にいるお子さんたちが相談に来るのが多いのですけれども、中々家に物が沢山入っていて、それらの対応もあって中々その登録だとか貸すのを躊躇うケースが多いということで、それらの対応がちょっと改善できればさらに空き家登録の方が増えるのではないかなと思っているところでございます。あと、副業については支障のない範囲で認めてきたという経過がございますけれども、面談の中でそういったご相談があれば必ず任用の時に面談をやっていますので、そのような相談が出てくればケースバイケースで判断できるのかなという風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今何の答弁だかよく理解できないですけども、結局念頭に募集をかける時にそういう相談があったのですかという質問だったのですけれども副業を念頭においた募集、私はこういうこともできるのですかという募集があったのですかという質問の意味だったのですけれども。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） そのような相談はこれまでもございませんし、副業を念頭に協力隊というような考えは持ってございません。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これはやっぱり報告書は挙げさせて最終日に報告するようになると思いますけれども、協力隊のことですけれども。まず、魅力があるのか、ないのか。働き先も言ったように働き口があるのか、ないのか。美深の募集の仕方が悪いのか、ちょっと私はわかりませんけれども。ただこの上川管内の町村で件数を言いますと鷹栖町で14件、上川12、美瑛が15、中富良野15、下川も15と協力隊が来ているわけですよ。別格の東川は76とこれは日本学校や介護学校があるからかなと自分の考えはしていますが、それにしても美深の協力隊員は少ないなというのが実感です。増やせばいいというものでもないかもしれないですけども、新しい考えや何かを入れてまちづくりに活かすという制度は私はこれからの美深町にとっては大変大事なことだと思います。ですから、積極的にその協力隊を呼び込む施策、国でこれは予算面は決まっていますからプラスアルファの面は何にするかというのを私も反問権を出されたらすぐは答えられないですけども、もう少し工夫して町に寄与していただきたいなと思っていますので、そこの考えがもしお有りでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 小口議員から今のご質問あった部分について私も町長選を出る時の選挙公約の中で、この地域おこし協力隊について加えさせていただきました。人数の多い、少ないではないかもしれませんが、もうちょっと多くの方々に美深町に協力隊員としてついていただき、美深町の潜在力、良いところ、そういった部分を感じ取っていただき、起業化に結び付けていただくなり、企業に勤めていただくなりというようなことを見出していきたいということで、あえて私の選挙公約にも加えたということで同じ思いかなという風に思っているところでございます。副業の部分もでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、フリーミッション型、委託型等々も課題を整理しながら対応、検討して参りたいなと思っております。ご承知のとおり今、地域おこし協力隊の関

係でございますけれども、なかなか募集しても集まらないといった状況もございまして、本年度インターン事業を実施しているところでございます。本年度は大阪、神奈川、札幌、東京から4名の方々がインターン事業という形で1月前後の日程で地域おこし協力隊のインターンという形で委嘱したところでございます。3人の方のインターンが終わって、今1人9月19日までということで、SNSの関連、観光イベントそういった部分について対応していただいているというようなことです。色々なことを来られた方々から、今後どういった形での地域おこし協力隊のメニューとアドバイス等の意見を聞きながら今後募集に繋げて参りたいなという風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） そしたら時間も段々なくなっはきているのですが、美深ブランドのPRについてお聞きしたいと思いますけれども、これはその後のふるさと納税にもちょっと絡んでいるので、一緒に質問になると思いますけれども、ふるさと納税の方どのようなものが今上位になっているのかなと思って調べたらちょっとアスパラガス等が結構上位に占めて、昔は肉が上位に占めていたのですけれども、大分様変わりしまして、ふるさと納税の順位も大分変わってきています。そこで今、ちょっと話飛ぶのかもしれないですけども、お米や何かならクリーン農業ということで一生懸命やっていますけれども、他の農作物でそういうようなブランドといいますか、そういう名称を付けた品物というのを私はよくわからないのですけれども、あれば教えていただきたいなと思うのですけれども。やっぱりこれから産物でも売り出すときには、やっぱりブランド化は、私は必要かなと思うのですけれども、ましてやチョウザメ産物を一生懸命やっている美深町ですから、ただチョウザメ、チョウザメでは、日本全国でも何か所もそういうの作っていますからね、チョウザメも。ですから、先行している美深町がそれに負けないのには、一番北限だとかどういう風に区別するのかわかりませんが、そういうようなブランド化というの私は大変必要だと思います。昔、前町長にもこの門伝をしましたけれども、結構全国でも調べてみますと、良い産物があった場合は、これは我が町で認証しようですか、道で認証する制度はありますけれども、そういう独自の簡単にできるようなこともやろうと思えばできるわけですからね。町長も良い顔していますから、町長の顔のマークを商品に貼って、私が認めましたぐらいのことをやれば大分宣伝にはなると思うんですよ。ですから、このブランド化の認証制度についてお伺いすると、チョウザメも私も本当に言いたくはないけれども、役職といいますか議員の中で言わないと駄目なので、あえて言いますけれども、やっぱり見せる、食すと書きましたけれども、まだ町民の中でチョウザメを食べたことない人も結構いると思いますよ。いつも町にいうと、チョウザメフライをやっているんだ、

温泉ではこれだけやっているんだということは、良く言われますけれどもね。もう少し身近な方が美深町が全員チョウザメというのはどういうものなんだという評価を得て、それに対して足りない場合、料理人が足りないなら料理人を補うとか、そういうことも大事な観点だと思います。先ほどの話に戻りますけれども、そういうような料理人を育成するような空き家の利用もあるわけですから、そういうような考えもちょっと私はあるので、そこもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ふるさと納税の返礼品、特産品等々含めてご質問がございました。ブランド化の部分は、以前小口議員、平成27年ですか。質問されたという風に伺ってございます。その時もチョウザメの差別化についてのご質問だったかと思えます。どうしても農畜産物につきましては、JA北はるか、こちらのブランドで販売してございます。広域農協ということで、北はるか農協の中の美深ということになるので、その品物に美深だけで出荷していく、商品共同で協賛の部分については、美深なのか下川なのか音威子府、中川という形になりますので、北はるかのブランドでどうしても出荷している部分はあるかなと思えますし、恩根内、北の方の野菜は最北彩の北ですか。最北野菜というような形で出荷している部分もございます。町の独自の認証制度という部分については、果たして美深町が認証したからといって売れ行きが伸びるのかどうなのかという部分は、ちょっと判断が難しいのかなと思っておりますけれども、先ほどチョウザメの差別化、こちらの部分では特に美深キャビアこれらについて段々上向いてきてございますので、この部分を何とか認証に向けてとり進めたいということで、美深町が自分の美深の美深キャビアを認証するというよりも、今北海道でもきりりっぷですとか、北のハイグレード食品というような制度がございまして、こちらの方に今食品登録を進める中、美深だけではなくて北海道そして北海道唯一といいますか、北海道で北海道産のキャビア、美深キャビアこれをブランド化を進めていこうということで、徐々に製品も確保できてきていることから、そういった形で今考えているところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、個々のブランド、もうすでにブランド化されているものがあります。例えば美深くりじゃが、くりかぼちゃという風に言われていますけれども、それがあえてそれを町が認証したからといって、さらに付加価値がつくのかどうか。宣伝効果はあるかなという風には思っています。その辺はもう少し研究させていただければと思います。美深キャビアについては、一歩前に出てブランド化に向けてとり進めて参りたいと思いますので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ブランド化は7年前に、これは国交省のヒヤリングの中で美深町、下川、ここの管内ですけれどもエリアですけれども、その時にチョウザメとブランド化ということも挙がっていますけれども、そしたら結局はそこに挙げただけで何もやっていないというような私は思いますね。ですからもう少し前向きにやっていただきたいと思います。これは7年前のそういう資料がありますから、美深町とか名寄市、下川、ここの音威子府圏域で美深町が何だというところで挙げていますけれども、それはチョウザメとそのブランド化ということが挙がっていますからね。その時点では考えていたけれども、今はあまり考えていないのかなと思いますので、もう少しふんどし引き締めてやってほしいと思います。それでは、最後のこれも私言いつらいことなのかもしれないですけれども、町民のためのより良いまち役場づくりの。人事評価と人事育成について、これも昔質問をしたのですけれども、これは昔はしっかりやっているような答弁、年度は調べ切っていませんけれども、評価調書によるとこれ5年度の2次評価調書では人事評価は令和3年からの実施と書いていますね。またその前から私はやってくれているものだなと思っていたけれども、これ見てあらっと思いましたけれども。結局もう何十年前に質問した時には、1つだけそのボランティア活動で町職員がやっている方にはどうというような、何か町長のポケットマネーでも出すのか何かそういうようなのがあるのですかというような質問をしたのですけれども、なかなか自分の記憶に残る返答はなかったのですけれども。やっぱりそういう人事評価の狙いだとか、人事評価の構築だとか色々これ資料がありますけれども、はっきり言って具体的にその功績あった、その返答でまたお聞きしたいと思いますけれども、本当に言葉が悪いかもしれないです。一生懸命やっている、無我夢中でやっている職員とただ時間に来て、時間が終われば帰るような職員、それはないとは思いますがそういうようなことの評価って、どの評価の部門で現れるものなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 小口議員のご質問おっしゃるとおりかと思います。私、就任当初の職員訓示の中でもですね。役場職員、自治体職員、町職員色々な考えを持っている人がいるかもしれませんけれども、それはこれは色々批判もあるかもしれませんけれども、役場職員といったら勤務時間から、勤務時間終わるまでというような考えですけれども、町の職員ということで常に町民の利益になるような活動を目指してくださいと。スポーツ、文化、趣味、地域活動何でもいいですから最低1つは関わってその中で多くの町民の方から意見を拾えることがあるでしょう。それによって職員としても育っていきますよということをお話している所でございます。そういった中で一生懸命やっている職員とそう

でない職員ということがございますけれども、この美深町の人事評価の実施要綱はそれぞれ自分自らの業務に対する目標、これに対して評価をするというか、そういうことになっておりまして、なかなか言い方が悪いかもしれませんが少し足りないなという職員の底上げを図って、町民の利益に繋がっていくような形にしていこうというのが、この評価の狙いでございまして、職員みんなが底上げを図ってまちのために求められる職員になろうというようなことを目指しているという考え方になってございます。一生懸命やったらご褒美がもらえる。そういった部分ではなくて、そんなのご褒美なくても当然まちのために一生懸命やってもらえる職員になってもらいたいということで、私は日々考えているということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） この町長のマニフェストですけれども、町民のためのより良いまち役場づくりの中で、職員間、町長との意見交換。コミュニケーションしやすい職場環境づくり、職員の能力開発、研修体制の構築、人事評価制度の運用と適材適所の人事配置と述べられていますけれども、これは上手くもちろんやっておられるのだろうなと思っておりますけれども、そのちょっと確認しておきましょうかね。上手くいっている。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今回、企画商工観光課を新設させていただきましたけれども、それぞれ人事の部分含めて適材適所になるように配置してございますけれども、それが配置したからすぐ能力を発揮できるというわけではないかと思います。また色々な特に若手職員については、若いうちに庁舎全課をできるだけ回れるような形で人事異動等行っておりますので、最初から僕はこちらが得意だからこちらをやらせてほしいという形で配置するのではなく、一とおりまちの行政を知ってもらって町民とのコミュニケーションを深められるようになった後に徐々にそういった職場に人事異動を含めた形で配置になっていくのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これは国の人事評価制度ですけれども、昇進昇格、承認を伴わない場合、あと昇給、免職、後任、降格、勤勉手当、人材育成等あるみたいですが、この勤勉手当に私はそういうのも入っているのかどうなのかもちょっと聞いてみたいと思いますけれども。人事評価制度の中で、これ国のことですけれども、人材育成の職員の士気高揚として1つ目に挙げられているのは努力するものは報われるという、当たり前の論理が組織内で行き渡ることによって士気は上がると。2つ目にはコミュニケーション。部下との面接を年4回行われることによって、これまで以上に意思の疎通が図られるようになっ

た。あと2つありますけれども、行政サービスの向上では職員は良質な行政サービスを提供する上で最も重要な要素の1つであり、職員の人材育成と士気高揚は行政サービスの向上に大きく寄与する。最後に人事配置ですけれども、議員、職員、個々の能力や業務の適正性を把握する上で職員の個性や特徴を尊重した適材適所への人材活用に繋がられるのではないかと考えられる。これは人事評価をした後の効能だと思います。心の病ですとか美深町の役場の職員に限らず方々でそういう問題は今現実に出てきています。ですから町長がこうやってマニフェストにも書いてあるように、コミュニケーションを充実しやすい環境をつくるんだという風に述べられていますから、そのようなことは無いのではないかなと思っていてもまたそういう目をくすぶっていますから。まだまだやってもらわないと解決はしないのではないかなと私は思いますので、やっぱりこの最初にいった一生懸命やったものは報われるというのは当然のことですから。やっぱり考えていただきたい。ましてや町長はカヌーですか。カヌーで率先してやっておられる方ですから、そこら辺の状況は十分私は理解しているのではないかと思いますので、そういうボランティアでやっている職員がいたら勤勉手当に反映するなり、そういうことも私は必要でないかと思いますので、その答えを聞いて時間も終わりですから最終にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど、勤勉手当のこともありましたけれども、それは給与制度に基づいて勤勉手当の部分は対応してございますし、今後ともそういう形で考えているところでございます。人材育成の部分、特に先ほどの政策会議ですとか主幹課長会議というようなこととお話いたしましたけれども、特に若い職員の皆様、役場にも職員の親睦会という組織がございまして、その中でスポーツ交流会ですとか、文化交流会、そのあと情報交換会等もあります。私はできる限り都合のつく限り、そういった行事、そして情報交換会に出席する中、若い方とのコミュニケーションそういったものも今深めている最中でございます。それでこの部分は一朝一夕にはいかない問題で、私の選挙公約も示しましたけれどもこれはずっと続くものかなという風に考えてございますので、引き続きご指導いただければという風に思っております。以上です。

○7番（小口英治君） 終わります。どうもありがとうございます。

○議長（南 和博君） 以上で、7番 小口議員の質問を終わります。

次、2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきたいと思います。今回の項目につきましては、1としまして行政。件名としましては外国籍町民の皆さんの生活環境等についてということでございます。質問の要旨を述べます。本町では今年度から海外人材

受入推進事業を開始しましたが、外国籍町民の皆さんはすでに美深の町民として農業や商工業、介護、教育などの幅広い分野で美深町を支える一員として活躍し生活していただいていると思います。ともに地域で暮らす町民として生活環境の概況を理解させていただいて、外国籍の町民の皆さんが、美深町に定着してこれからも安心して生活していただく上で、受け入れられている事業主さんの皆さんの大変な努力や近隣の皆さんの理解を拝察しますとともに、町が対応や支援をすべき課題はないかお伺いをして参りたいと思います。6つの項目に分けて質問させていただきたいと思いますが、1としまして、初めの方で冒頭申し上げました海外人材受入推進事業、まだ9月ということで始まったばかりですが、その申請状況を教えていただきたいと思います。それから現在の外国籍町民の皆さんの人口、世帯数、産業ごとの就労人数がわかれば教えていただきたいと思います。それから生活基盤となります住居の概況はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。これは事業主さんによる確保いただいているケースですとか、あるいは民間の借家を利用されているケース。さらに公営住宅、独身寮など利用されているケースもあるかもしれませんが、プライバシーの関係もありますから、概況で結構ですので教えていただければと思います。それから2つ目も基礎的なことになると思うのですけれども、外国籍の皆さんが私たちと同じ住民基本台帳に記載されることになって、確か平成24年からだと思いますので、12年が経過してきていると思います。美深町の条例ですとか、規則などにより実施される制度、行政サービスなどは私たち日本人と同じ条件であれば適用されるものと考えて良いかお伺いしたいと思います。それから3項目目ですけれども、情報の取得、行政窓口などでの対応、買い物や交通、ゴミ出しなど日常生活上の支障は聞いていないかどうかお尋ねをしたいと思います。それから4項目目ですが、福祉や医療、特に救急時のことが心配するところですが、さらに災害時の対応などに心配はないのかお聞きしたいと思います。それから5項目目、スポーツや趣味などの仕事以外の余暇活動、それから町民同士の交流、さらに日本語の習得や資格取得の支援などの充実は必要ないのかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。それから6番目はまとめ的になりますが、同じ美深町に住む一員として、プライバシーの保持や負担のないということが前提になると思うのですが、交流を深めていただいてまちづくりに参加いただくことも良いことだと考えますが、町長の所見をお聞きしたいと思います。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 外国籍町民の皆さんの生活環境等についてご質問いただきました。ご答弁申し上げます。まず海外人材受入推進事業補助の申請状況でございますが、現時点でまだ申請はございませんが、複数の事業者から相談を受け、今申請の準備を進めている

ところでございます。外国籍の町民は8月末現在で61人、60世帯で就労人数は正確には把握できておりませんが、9月から農繁期の短期就業の転入者が増えている状況でございます。住居の概況ですが、町が管理している住宅では、町有住宅に1人、職員住宅に2人入居しております。技能実習や特定技能制度で転入している外国籍労働者のほとんどは事業所が用意している住宅に居住され生活している状況でございます。次に、町の各種制度や行政サービスについてですが、条例や規則、要綱において居住条件や課税状況など対象条件に該当すれば国籍に関係なく一町民としてのサービスを受けることができると認識しているところでございます。日本国内では特に選挙権、外国人には選挙権がないという部分と、あと、外国人のお子さんの保護者に対する就学義務、これはございませんけれども公立の義務教育学校へは、日本人児童生徒同様に無償で受け入れるとそういった対応をすることになっているところでございます。3つ目の外国籍の方が転入等で役場窓口に来られた際には転入手続きや住民票の交付、ごみの説明など日本人の方と同様に各種手続きの対応を行っております。日常生活上の支障について、外国籍の方が相談に来られたケースは現在のところございませんが、相談にこられた際には丁寧に対応して参る考えでございます。4つ目の福祉、医療、災害時の対応などの心配についてでございますが、本町に住まわれている外国籍の方は技能実習や特定技能制度を活用して就業する方が多くを占めている状況でございます。この制度を利用して入国している外国籍の方は一定程度の技能水準や日本語能力を有しており、監理団体、皿かんの方のかんでございますけれども、監理団体や支援機関、雇用主の支援もありますので、福祉関係の手続きなどがスムーズに進めることができしております。緊急要請時に日本語で会話ができない外国人への対応は通訳機器のほか、英語表記のイラスト入りカードを用意しておりますので、意思疎通を図るようにはしてございますけれども今のところ利用の実績はございません。また災害時の対応については、現在外国籍町民向けに対応したものはございませんが、本定例会に補正予算として提出いたします防水ハザードマップの改訂の際には外国語表記を加える予定であります。災害発生の恐れがある時は、雇用主や各地域で組織されている自主防災組織が協力し合って外国籍町民にも不安がないよう備えていただけるよう対応して参りたいと思っております。5つ目のスポーツや趣味の余暇活動については、今年の町民大運動会には5人の外国籍の方が出場され、自治会の方々との交流を深めておりました。また日常的には町民体育館トレーニングルームでウエイトトレーニングをされたり、卓球協会の練習に参加されている外国籍の方もおられます。夜市や夏まつり、さらにビールパーティーでも外国籍の方が多く参加しているのも見かけました。すでに多くの町民とともに、イベントを楽しんでいただいているものと認識しております。日本語の習得や資格取得の支援

につきましては、先ほど答弁致しましたが就業している外国籍の方は一定程度の技能や日本語を取得していると思っておりますが、今後状況を見極めながら必要があれば対応して参りたいと考えてございます。6つ目のまちづくりに参加していただくことも良いことだと考えるがという部分でございますけれども、各事業所の人材不足を解消するために外国籍の方々は大変重要な人材でもございます。今年度海外人材受入推進業務、専門の社団法人であります海外人材開発推進機構に委託し、海外人材に関心のある町内事業所様からの雇用相談、受入支援に合わせて外国人労働者からの相談業務もこの社団法人に担っていただいております。現在、この法人がすでに受け入れている事業所のところには巡回訪問等対応し相談業務等があれば対応している状況であります。外国籍の皆さんにとって働きがいのあるまち、暮らしやすいまちと感じていただけるよう今後も一町民として地域行事やイベントに参加し交流を深めていただき、技能実習や特定技能制度の期間内は町内で就業できるよう雇用事業者や自治会とも連携しながら進めて参りたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 全体を通じて非常に熱心にご答弁をいただきましたし、内容的にもかなり自分としても存じ上げていないことが多かったなと思ひまして、色々知ることができて良かったかと思ひます。まず1点目の項目の中で、海外人材受入支援については、今年の第1回定例会で提案がありまして、執行方針でも新たに海外人材の受入に対する支援を行い、事業経営に必要な人材の確保と育成を図りますというようなことで262万円の当初予算が付いたということだと思いますけれども、ちょっと申請の状況も心配はしていたのですが複数相談があるということでしたので、まだ実際の形にはなっていないかもしれませぬけれども、これが有効に活用されますようよろしくお願ひしたいと思ひます。さらに後段の方に出て参りましたけれども、色々相談業務等も応じていただいているということで、かなり今日の私の心配している部分もなくなっていくのかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから人口の関係も私もちょっと前もって事務報告など見まして、去年の3月で32人、31世帯、今年の3月で45人、44世帯ということで先ほどのご答弁では61人、60世帯ということですから、10あるいは20ずつくらい増えているのかなと思ひます。名寄市さんが新聞紙上に出ておりましたけれども2月現在で101人、91世帯。7月31日現在は139人という報道がありましたが、人口は確か6倍ぐらいあるのだと思うのですが、それから見ると美深の比率は結構高いものがあるなと感じているところです。それから産業ごとの就労人数については、ちょっとまだできるだけ把握をいただき、また情報があれば教えていただきたいと思ひます。大事な

部分になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。住宅の關係は、職員住宅等もあるということと、事業者の皆さんで確保しているのがほとんどということで、これはちょっと住居の状況としてはあまり心配がないというようなご認識、現時点ではそういう認識でよろしいでしょうか。

○議長 8（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 外国籍の方の就労の状況でございますけれども、概数でございますけれども農業が35人程度、介護福祉の職場に15人程度、建設業、商工業ですが3人程度、他あとALTさんですとか、永住されている方になるのかなと思ひますけれども、美深町内ばかりではなく名寄市智恵文等に農業のお仕事でお住まいされている方もいるということを伺っているところでございます。住宅は、それぞれ事業主さんが結構空き家等を有効活用されておりまして、結構そういう方情報が早いようであられたらすぐに確保して、そこに住まいされているというようなことで伺って、具体的に今町の方で来るので、住宅を確保しれというような相談はありません。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 産業ごとのおおよそ人数についてもいただきました。今のところ農業が一番多いのかなと思ひますのと、生活基盤となります住居についても今のところ町に相談というようなことはないということで今お聞きしたところです。わかりました。次の2項目目でございます。これも条例ですとか規則の中で国籍どうのこうのということはありませんと思ひますので、答弁いただいたとおりかなと思ひますけれども、ここで2つだけ確認したいのですが、町長はこの場でもし細かいので無理ですということであれば後ほど担当課にも相談したいと思ひますが、後ほど同僚議員からも質問あるかと思ひますが、商工業の担い手支援条例ですね。その人材育成奨励金、新規就業者に対するものの支援があると思ひますが、そういった対象の新規就業者ということにもなり得るのはもちろんだと思ひますが、確認とあるいは保健師の人材確保条例で看護師や介護福祉士というのを就業した場合に一時金というのがあるのですが、そういったものも対象になり得るのではないかと思ひますが、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今ちょっと技能実習、特定技能という形で就職ではないような部分、ちょっとはっきり答えられないのですが、これがさらに永住権ではないですけれども、さらにその介護福祉士の資格をとって町内に就業するとかそういったことになってくれば対象になってくるかもしれませんが、ちょっとはっきり断言はできませんけれども今はその主に特定技能等で来られているというようなことでの答弁とさせていた

だきます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません、さらにちょっと切り込むようなことはできなくて、あれなのですがちょっと在留の関係があるので、普通の雇用になるのかどうかというところがあるということですね。これについては今日はちょっと難しいかなと思います。ただ色々なそういったもし該当するというようなことがありましたら、これについては可能な限り活用されるような、したいというようなケースもあると思いますので、漏れないよう対応お願いしたかったということでございまして、もしそういう場合は事業主さんへの周知等も進めていただくような必要が出てくるかなと思ったところでございます。これについては答弁は結構でございます。次に、3項目目ですけれども、この3・4・5項目目については、実は厚生労働省が地方自治体向け事例集ということで外国人の定着のための取り組み事例ということで市町村向けの事例集というのがありました。それをもとに項目を考えてみたわけですけれども、そういった事例集の中でもやはり定住に向けた課題としては生活面での利便性の課題、それから地域との関りが持てないというような課題だと思います。かなり先ほどの町長の答弁で安心したところでございますけれども、まずは3項目目でございますが。行政窓口での対応というところでは、この辺ちょっと私も全部つぶさに確認できていないのですが、窓口の関係ですね。役場ですとか、教育委員会の窓口あるいは体育館ですとか、図書室ですとかそういった主な施設に凄く多く細かくまでは必要ないと思うのですが、必要に応じて立ち寄っていただくようなところに外国語の表記が少しあってもいいのかなと思ったりしております。そういったようなことの必要性がないかどうか。それから通訳機器ですね。以前、窓口にしたことがあったような気がするのですが、そういった物の配置の設置の考え等ないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 窓口対応等についても基本的に今は日本語ができるという風な判断でいますけれども、旅行者等も来られる場合もあるのかなと思ひまして、総合窓口に通訳機器ポケットを配備して対応できるような形になってはいますけれども、具体的にそれを使って対応した例はないという風に今伺っているところで、準備はできていてそれらで対応できるということになっているところでございます。また先ほど洪水ハザードマップの英語表記等についてもお話しましたけれども、観光協会等でも英語版のミニ要覧というのですかね。そういった物等も過去に発行されていた部分もありますし、町内の施設の表示等も一部併記しているのがありますけれども、まだまだ併記されていないものもあるのかなという風に思っているところでございますので、その辺につきましては、また今後見

極めていかなければならないかな。研究していかなければならないかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 準備は一応できているというようなことで、先ほども答弁の中でかなり日本語ができる方もいらっしゃるということでの必要性の段階かなと思いますが、今町長からも色々なことを取り進めている面もあるし、研究していくという答弁があったので是非今後も検討の方をお願いいたします。それからもうちょっとだけですが、町の準備するものとしては、例えば夏場は自転車で移動する方が多いのかなと思いますが、冬、雪になってくるとフレンドバスで町内を行かないとまらないかなというようなこともあり得ると思いますが、予約方法などが難しいのかなと思ったり、ゴミ出しについてもこれは先ほど町長は窓口で説明をいただいているということで少し安心したのですが、昔は大勢いらっしゃってとてもその説明するような状況がなかったのを記憶しているのですが、もしそういった色々な町のフレンドバスの乗り方だとか、あるいはゴミ出しの方法ですとかある程度簡単な少しパンフを準備するですとか、町として何かオリエンテーションの機会を持つですとか、そういった合わせて町内の紹介とか商店の紹介ですとか、そういったこともそういった日常生活上の支障を少なくするようなことが必要ではないかなと思ったところです。今年からの相談業務の中でもあるかと思いますが、それについては月1回程度のようなお話も聞きますので、町としてそういった支障を少なくするような取り組みもいかがかなと思いましたが、一例ですが町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 通勤の部分については、これはあくまでも特定技能や技能実習の期間ですので、事業主さんの責任管理の下やられるのが当然かなと思いますけれども、近場では自転車、または徒歩、その他遠方の方は事業主さんの事業所の車で送迎等も考えられるのかなという風に思いますけれども、どうしてもフレンドバスで通いたいというのであれば、その相談業務を行っておりますので、その中で相談された後に調整することも可能かなという風に思っているところでございます。あとごみの分別についても外国人の方が来られた時に一緒に事業主ですとか、仲介業者の方が来られていますので、その方々にレクチャーしてございますし、わからない場合は事業主さんがアドバイスしていただいているのかなという風に思って、直接外国人の方がこちらの方に相談するというのは、ほほごさいませんので。あとはその先ほどの相談業務を担っている委託業者、こちらを通して色々な相談、困ったことがあれば調整していただくことになってございますので、ご理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 昔のちょっと窓口のイメージとして、多くの人数が来ていただいととても説明するような状況がなかったような記憶がありまして、現在は答弁いただいたように事業主さんとか一緒に来ていただいているということで、まずは安心かなと思います。ただ今後、後ほど述べますけれども町民の一人として生活していただくようなことになった場合は、またいつまでも事業主さんということもない場合もあると思いますので、その辺の検討をまた必要に応じてしていただければと思います。次に4項目目のことに行きたいと思うのですが、これも先ほど事業主さんあるいは支援される方のことあるので、支援等はあまり心配ないようなご答弁をいただきましたけれども、それと救急の医療、先ほど私、特に心配があるんですというようなことで質問しているわけなのですが、8月19日、20日に名寄消防署では多言語音声翻訳アプリ ボイストラというもので訓練を行って職員24名が2日間で参加して、ALT2名も傷病者役として参加したと。農作業中の意識障害の事例などを想定して訓練が行われたということです。同じ上川北部事務組合でございますし、先ほど通訳機器というお話もありましたので、美深でも導入されて訓練もされているということでよろしいかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 上川北部消防事務組合で統一して取り扱っているという風に伺っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません、細かいですが訓練も美深署でも行われたということよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっとその辺までは承知していませんけれども、美深署単独で実施したという報告は受けてございません。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。アプリの導入ですか。というのは進めていただいているということで、ちょっと確認中だと思うのですが、訓練等についても本当に実際そういうことをやっていくというのは大変なことだとは思いますが、非常に大切なことだと思いますので、是非よろしく願います。それと災害時の対応ということでは避難所の把握ですとか、避難方法の確認があると思います。先ほど答弁の中でハザードマップの外国語の部分もつけるということでご答弁いただきました。それから訓練、避難訓練の参加等についてもやはりこれは、これも先ほど自治会等と連携して進めていただ

くということだったと思いますので、少し安心をしたところですが、交通ルールですとか、防犯の講習などということで、例えば羽幌の警察署などでは、先週の新聞に出ていたのですけれども警察署がそういった交通ルールですとか災害時の避難ですとかそういう説明をしていただいたというのがあったのですが、美深も地域安全推進協議会、町長が会長になっておりますけれども、そういったところでの実施ですとか警察署さんへのお願いによって実施するとか、そういうような考え必要性というのはないでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） たぶん、日本国内の交通ルール等含めて特定技能の技能実習する方はそれを受けているという風に認識していますけれども、町内であえて外国人だけを対象にそういう交通安全教室をやるだとか、そういった部分は現在においては考えてございませんけれども、今後同じ町民としてそれぞれの自治会での避難訓練ですとか、交通安全教室等に分け隔てなく参加して対応していただくことも可能かなと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今の分けへだてなくということで考えていただけるということで、こちらの方もお願いをして先に進んでいきたいと思っております。5項目目ですけれども、これについては先ほどお聞きしたと思っていたのですが、町民運動会にも参加があったということで、私はちょっと自分のことで一生懸命でわからなかったのですけれども、外国人の方が参加していたということだったと思いますが、それとちょっと1つお聞きしたいのですが、これ町長がガイド役もされているのでおわかりになると思うのですが、5月の18日に町内施設見学会がありました。28名が参加してガイドは町長がされて、参加者が美深について詳しく知る機会になった、絶好の機会であった。イベントの案内も行われたということで、これには外国人の方は参加されたでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 参加されていなかったと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それは特に案内的なもの、これは日本人の方はお手紙で案内するのですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 回覧やSNS、防災端末等で特に外国人向けということは設定しておりませんので、同じような形で案内しているところがございますので、一緒に参加する

ことも可能かなと思っています。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 後ほど色々なことが関係してくるのですけれども外国人の方、とかくわからない部分もあるとは思いますが、事業主さん通じてでも結構ですので是非ご案内していただければいいかなと思っています。もし答弁あれば後ほどお願いしたいと思うのですけれども、あとスポーツについても先ほど運動会にも参加があったということでお聞きしておりますし、マラソン大会ですとか、ソフトボールですとか、色々あると思います。さらに文化サークルというのも沢山ありますので、文化に触れていただくというようなことにもなってくるかなと思います。さらにCOM100の図書室というのも勉強していただく場としても大切だと思いますので、是非利用促進等できないのかなと思っています。それから色々町長も状況、最後の答弁でもありましたけれどもお考えになっていただいていると思うのですが、やはりそういった交流の場ですとか、第三の居場所というようなことで、自宅や職場以外の居場所というものが非常に大事になってくるのではないかなというのを見たことがございます。孤立化を予防するというところもあると思いますし、ともに生活していただいているということからも必要なのではないかなと思います。こういったことについては、なかなか本人からどんどん参加するというのは難しいと思いますので、事業主さんもそうですし、自治会を通じてということもあると思いますし、町などからの働き掛けもあっていいのではないかなと思いますけれどもちょっと総体的になってしまいますけれども町長そういったことはいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ご承知のとおり今、技能実習1号2号で3年間の任期、そして今、特定技能1号ですか。5年間の任期と決められておりますので、今の制度では永住ということにはならないのかなと思いますけれども、今国の方で育成就労というのですか。法律が変わるような形で、今後どのようにしていくのかなということも1つ見極めていかなければならないかなという風に思います。技術を身に付けて、母国に帰られるという部分と特定技能の部分で人材不足、これを補っていくという両面を持っておりますので、場合によってはその生活、ライフスタイルは仕事中心にもなり得る部分もあるのかなという風に思っています。そんな中で折角美深に来られているのですから、美深の自然や文化、そういったものに触れていただいてまちの魅力も知っていただくのは大切なかなと思っています。特定はしませんけれども、できる限りそういった事業主さん等々を通じて外国人の方も色々なイベント等にさらに呼びかけできるような対応をとることは可能なかなと思っていますし、その辺、逆にあまり案内されて仕事に支障するというような方もおられるか

もしれません。まだまだ自治会の方も対応を悩んでいる部分もございまして、それは自治会内で色々検討されている部分もございませけれども、自治会、まちぐるみで外国人の方々を受入れ、お互いを認め合いながら交流、生活していくことが大切かなという風に思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁、先ほどから伺っておりまして、かなり町民の皆さんとの交流ですとか、外国籍の皆さんの生活面の考え方については、かなりわかって参りましたので安心をしたところでございます。あと若干もう少しお聞きしたいのですけれども、日本語あるいは資格取得というの少し載せさせていただきました。先ほど、一定の技能や日本語を習得されていらっしゃるということではあったので、一部そんな日本語の習得といっても難しいことではなくて、もう少し交流を一環から進めて例えば名寄市さんですと、日本語ひろばというようなことを開催していく、あるいは下川でも大学教授による講座を進めているというようなことを見聞きするものですから、言葉の壁といいますか、あるいは地域の方と交流する機会としてもそういったことがあってもいいのではないかなと思いました。それともう一つ加えますと資格の取得についてなのですが、今年の予算委員会の中でも美深に来ていただいてからの支援というようなことがどうなのかというようなやり取りがあったかと思えます。まずは初期の費用について支援をしていくということだったと思いますが、例えば定着の支援の一環として先ほど来の資格をスキルアップするような支援ですとか、そういったことを考えてはいかがかと思うのですけれども、そういったことについてはお考えいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今の段階では、先ほどもご答弁申し上げましたけれども一般社団法人海外人材開発推進機構さんに委託してございますので、そういった中で今後の扱いは外国籍の方々の対応、町民との交流、コミュニケーションも含めた形でご相談できるのかなという風に思っています。今のところこの現法では5年間、永住という部分はまだ先が見えませんが、新しい制度になってどのような風に動いていくのか、その辺も見極めないと町として具体的に永住化に向けた支援等々について考えて、今そこまで考えていけない状況ということもご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 町長の答弁を聞いておりまして、かなり私の思っていたところも解決をされてきました。このあとちょっと例えば国際交流員というのが例えば名寄にも、外国人材活用担当の配置の例もあるということですか、浜頓別ですか、猿払村では国

際交流員ということで外国人の方の配置がされているというようなことでどうかということでお聞きしようと思ったのですが、今町長の方から人材機構とも相談しながら進めていきたいということもありますので、この辺はまたそういった時期になりましたらお聞きしたいと思います。町長の口からもときどき出ておりますけれども、最近といいますか、6月の14日に法改正があって育成就労を創設するような法改正があったということで、これについては同じ業種であれば、転出あるいは転籍するというようなことも可能になってくるというようなことのようにです。これはまた大切なことだということのようではございますけれども、こういったことが3年以内、令和9年にも始まってくるということですので、もし長くいる場合でもそういった転籍、転出も考えられるということですから、これからはやはり働き手としてプラス同じ町民として生活者として安心して生活していただくことが必要かなと思います。先ほど、町長の答弁にもありました町それから事業主さん、町民の皆さん一緒になって進めていく事が必要になってくると思いますが、また改めて最後一言ご答弁いただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） その令和9年ですか。育成就労に制度が変わる中で、どのように推移していくのか。令和3年の4月末で外国人の登録は17人でした。そしてこの令和6年の4月末は46人だったのですけれども、この数カ月で61人ということで増えてきてございます。これは多分短期の農業の関係も含まれているのかなと思ってございますけれども、この後の制度改正等を受けてどのような方向に進むのか。この60人が100人、200人に。そういった、200人まではいかないと思うのですが、どこまで増えるのか。またどこまでその働き手を求めているのかという部分なのかなと思っています。外国人ばかりではなく、日本人の働き手担い手の部分も合わせて支援しているところでもございます。先ほど申し上げましたけれども、期間内美深で快適にお互いにコミュニケーションを深めながらお互い認め合いながら暮らしていくことができればありがたいなというそういったことを目指していければいいかなと思って答弁といたしたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 私も不足しましたけれども、やはり外国人の皆さんが全てではない、人材の確保これまでの施策に加えて外国人にもお願いをせざるを得ない時代でございますので、今後本当に今日の答弁で私も非常に満足させていただきましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、2番 望月議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時、13時といたします。

休憩 午前 1 時 5 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

次、3 番 中瀬議員。

○3 番（中瀬亮太君） それでは一般質問をさせていただきます。項目につきましては産業。件名につきましては、農業者人口の維持に向けた取り組みについて。質問の要旨を申し上げます。本町における農業者の現状として、60 歳から 75 歳の方が 46% と高い割合であります。それに比べ 20 歳から 50 歳の方は 27% を占めており、その 27% のうちの単身農業者が約 22% であり、農業者人口を維持することさえも困難であると現状であると考えます。新規就農者は居抜き経営を中心に進めている美深町ではありますが、新たな就農者の導入方法や後継者が少ないことも課題であると考え、U ターン等の後継者獲得に向けた取り組みや後継者がいる世帯に対する規模拡大等に向けた支援などが必要であると考え、美深町の基幹産業である農業の課題に対して対応策等について、町長に考えをお伺いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 中瀬議員からいただきました農業者人口の維持に向けての取り組みについてご答弁申し上げます。議員ご承知のとおり本町においては、令和 6 年の 1 月、30 年前から全道に先駆けて新規就農者や後継者を支援する制度を創設し、本町において担い手の育成・確保、美深農業を持続的に発展させていくための重要な課題の一つであり、この間ずっと取り組みを進めて参りました。合わせて美深町農業後継者育成協議会を設立し支援を進めてきたところでございます。令和 6 年度営農実態調査における現在の農業経営者の年齢構成を見ますと、50 歳以下の割合が約 23% となっております。美深町の持続可能な農業の実現に向け、様々な施策を推進しているところでございます。まず、新規就農者につきましては、平成 8 年から現在まで居抜きを中心に 18 組の方が新規就農者として認定され、令和 6 年度 1 組が経営をスタートさせたところでございます。すでにご両親、またお子さん、80 人以上の方々の移住定住者を迎えたこととなります。後継者についても、平成 26 年から現在まで 21 名の方が後継農業者に認定されており、徐々にありますが高齢化による担い手不足の解消も進んでいるのではないかと考えております。また単身農業者についても農業委員会が事務局となる美深町農業後継者育成推進協議会において、グリーンパートナー事業を実施し、配偶者確保へのきっかけ作りとして、取組み

を行っているところでございます。さらに後継者の育成においては、将来農業後継者を志す高校生や大学生に対する奨学金貸付制度があり、卒業後に就農した場合に返還を免除する規定を設け、担い手づくりを応援しているところでございます。晴れて後継就農者に認定された際には後継就農奨励金として50万円を贈呈しているほか、その後の支援として安定的に農業が営めるようがんばる美深農業！支援制度を中心に、土づくり、新規就農者、チャレンジ支援、スマート農業、酪農・畜産支援、電気牧柵、ハウス、収穫支援事業などきめ細かく全角的に支援する制度や労働力に対する課題については、労働力確保支援対策事業や海外人材受入推進事業を行って、労働力確保に努めているところでございます。農業従事者の減少は日本全体の農業の大きな課題として国や道、市町村が一体となって取り組んでいかななくてはならない課題でございます。本町としましては、認定農家に対する国、道、町の各種事業による支援を継続しながら今後の情勢に応じてサポートできるよう対応しながら美深農業を支えて参る所存でございます。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） はい。後継者に関しては、後継者育成協議会の方が中心となって、そういった支援を行っているという話を伺ってはいたので、経営移譲した時の一時金等々のお金というのもわかってはいます。もう一つがグリーンパートナー事業で行っている婚活といわれている事業の件で、昨年度ですね。私自身もちょっと参加させていただいた経緯もあったので、お伺いするのですが、現在農業者を中心にサポートしている特化した業者というのが、全国でも出ていて関東を中心にですが、そういった企業ができてきているのが実態としてあると思うのですが、そういったところをお願いしながら農業に詳しく従事する女性やそういうパートナーというのを見つけるというのは可能なのでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） グリーンパートナー対策ですか。配偶者対策、婚活含めて、私も10年ほど前に担当した時から色々試行錯誤しながら進めてきた経過がございます。今、多分実行委員会的なものを組織してそのコンサルタントとかアドバイスの方々とご相談しながら事業を進めているのかなという風に思っています。色々な分野、色々な職種をお持ちの業者もいるし、農業に特化した組織があるという部分、私はあまり詳しく承知してございませんけれども、その辺は農業後継者育成協議会事務局また実行委員会等々とも是非意見反映していただいて、どういった方法が今後いいのか。この事業はしばらく続くと思いますので、そのへん含めてアドバイス、ご意見等いただければ有難いなと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） わかりました。どうしても関東とかそういった北海道にはあまりない企業なので、少し資金面という形で、お金がかかるような形にはなってしまうと思うのですが、そういった継続的な支援をお願いしたいなと思います。次に、前段でお話させていただいた、60歳から75歳の割合というのが多くて、この年代が多いと5年後10年後となると遊休農地、やはり遊休農地の問題、懸念というのが挙げられるのかなと思うのですが、先日JAが開催した代表者会議の中でも挙げられました大型酪農法人の育成支援について、JAでも力を入れたいというお話を伺っていたのですが、町長の見解をお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 遊休農地の部分については、これも10年前、私当時、担当の方から将来に向けて色々懸念されてきた部分でもございますけれども、大型酪農事業体ですか。酪農事業体の部分については、私は直接承知しておりませんので答弁は控えさせていただきます。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） もう一つですね。新規就農者という形で、今は居抜き経営を中心に進めている美深町ですが、違う側面として例えば地域おこし協力隊等々を活用しながら農業をPRして就農や各企業に就職というのを促すことというのが一つのPRになると、あと先ほど同僚議員の方からも質問にあった積極任用というのにも繋がるのではないかなと思うのですけれども、その考えについてお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 新規就農の居抜きの部分でございますけれども、ほとんどが居抜きですけれども、何年か前ですね。本格的な居抜きではなくて、一部居抜きで就農された方もいたかと思えます。やはり折角先祖代々といいますか、長らく農地を守ってきたというか維持してきたという部分、そしてそこにある住宅といいますか、あと機械器具、酪農畜産であれば宅地、家畜もそうですし、すべての物を居抜きで引き継ぐということは、引き継ぐ農家の方にも相当メリットがあるのかなと思います。これが引き継げないとなると自ら処分しなければならないという大変大きな負担となるのかなと思いますし、それぞれの新規就農者の地域にある受け入れ組織、そういった部分をこれまでも目指して来られたのかなと思います。第3者が法人に就職するという方法もこれまでにあったのかなと思いますし、就職したあと適地が見つければ、そこに算入するというやり方もあると思います。その辺につきましては、地域担い手育成総合支援協議会幹事会等の組織もございますし、様々な組織の中で、そのケースバイケースに対応できるよう進めていけるのかなという風

に思っておりますので、引き続きご指導いただければと思っておりますのでございます。やはりこの間、色々30年の歴史の中でやはり居抜き形式は、お互い美深町のこれまでのノウハウも含めて承継できるというようなことで、一番スムーズなやり方かなということで、この美深地域においては行って来たという部分ですけれども、今おっしゃられたとおり中々居抜きもないということであれば、新規にそういった形で参入するということも今後想定されるものと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 先ほど話していた、地域おこし協力隊の農業分野というものの参入については、どうお考えになるか伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 多分、名寄市さんあたりは地域おこし協力隊への農業の参入が中心となっているのかなと思います。本町においても過去に地域おこし協力隊の農業、新規就農を目指す方々を受け入れてきた経過がございます。この辺についてもこの物件のあるなしもあるかもしれませんが、むやみやたらに来てもらっても就農するところがないということになると、また新たな全くないところから、資金もないところからはじめるのと相当困難かなと思われまます。その辺も含めて関係する農業者団体等でご協議いただき、是非地域おこし協力隊を入れて新規参入を目指すような形で取り組んでほしいという強い要望があれば、地域おこし協力隊の農業版のメニューを作って募集することもやぶさかではないかなという風には考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） わかりました。今でも、手厚い支援をしていただいていると思うので、今後継続的により拡充できるような場所、部分というのをまた相談させていただきながら農業者に対する支援をお願いしたいなと思います。僕の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 以上で、3番 中瀬議員の質問を終わります。次、5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） それでは一般質問を始めさせていただきます。提出させていただいた質問は3点。1つ目の要旨、話させていただきます。項目1番教育。件名、美深町民体育館改修期間中の各種競技への対応と町民の安心確保について。質問の要旨。町民体育館は美深町におけるスポーツ活動や地域イベントの中心的な施設であり、多くの競技やレクリエーションに利用され、町民の健康増進や維持に大きく貢献している施設です。また町民運動会や町民ミニバレーボール大会も体育館で実施されており、地域コミュニティにとって重要な役割を果たしています。老朽化に伴い改修が必要とされていますが、改修期

間中にはこれらの競技やイベントが通常どおり行えなくなる可能性があります。町内学校の体育館施設やその他の公共施設で代替施設の調整が必要である一方、冬期のゲートボール利用を例に挙げると、必要とするコートの規模や利用時間が午前中に集中していることから、学校施設の利用が難しく代替施設の確保が困難という課題もあります。このような状況において、町民が安心して活動を維持できるようにするためには、どのような対応を考えられているのか。また町民運動会や町民ミニバレーボール大会への対応、年間シーズン券の取り扱い方法、さらには改修に伴う不便や影響を最小限に抑えるための具体的な対応策について、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 只今、蠣崎議員から改修を予定している美深町民体育館の改修期間中の対応についてご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。美深町民体育館の改修につきましては、令和5年度に耐震診断とアスベスト調査を行い、令和6年5月には来年度以降の改修工事に向けた実施設計業務を委託契約し、現在業務を推進しているところでございます。改修工事に関する説明会の経過としましては、教育委員会議、社会教育会議、スポーツ推進委員会議への説明から順次行い、4月には町議会全員協議会、5月には自治会長会議、スポーツ協会・スポーツ少年団役員会議、6月には自治会体育部長会議、7月には老朽化の課題と工事概要の説明を8月号の町広報誌、そして地元新聞紙に掲載いただき、また私も町長も各種会議の中の挨拶時には令和7年度から予定している体育館の改修について述べており、町民の方々に広く周知を行っているところでございます。工事期間については、現在アスベスト除去、耐震補強、屋根補修、その他付帯工事を含めると約2年間を要すことが見込まれます。工事期間中の代替施設につきましては、過去に行われた改修工事でも町内の小中学校の体育館を利用していますので、今回もそのように考えております。今後、設計が具体的になった段階で、町民体育館を利用されている競技団体への聞き取り、代替施設の調整を行い、町内各学校の体育館や町の公共施設を活用し、現在の利用を極力支障のないよう対応を考えております。町民大運動会や全町ミニバレー大会につきましても、開催方法、場所、実施する時期についてもスポーツ推進委員会議、自治会体育部長会議の中で協議を行い、スポーツイベントの在り方について判断したいと考えております。また、工事期間中の町民体育館の年間シーズン券の取り扱いについては、改修工事で利用できない期間も取り扱いについて、指定管理事業者と調整を行い、利用者の不利益が生じないよう配慮していきたいと考えております。改修工事に代替施設の移動が必要な大規模な用具、備品については利用団体の意見や要望などを聞き、必要な経費等については予算措置を含めて対応して参りたいと思います。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 美深町のスポーツ振興におかれましては、日ごろから丁寧なご説明をいただいていると私も感じておりました、今おっしゃっていただいた、説明で周知いただいているということを改めて確認したところでございます。やれることは本当にやっ
ていただいていると感じている中、やはり競技をやっている方だと、年配の方だとか、な
かなか伝えるのが難しいところもあるのが実情です。私、議員の立場としても、このよ
うに情報を得られたものをそういった町民の方にお伝えできるようにやらなければならない
と思っているところでもございます。回答の中にございました、冬期のゲートボールの関
係だったのですけれども、ある程度の会場の面積が必要だということだとか、学校、恐ら
く午前中に利用されることがメインになってくるので、学校等の利用だと小学校中学校で
すか。あと多少難しいところがある中、旧小学校、今閉校された学校だとかも使うことが
検討されると思うのですけれども、何か決定事項ではないかと思うのですけれども、こ
ういったところを想定しているだとか、もしありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 今、ご質問いただきましたゲートボールにつきましては、当然
平日午前中ということで、今現在体育館をご利用いただいております。そういった場合に
どうしても授業と重なる部分があるかと思しますので、厚生小学校等の体育館もあります
ので、その時には先ほど言ったように曜日も含めながら交通手段等も対応できたり、他
にも大きなできそうな公共施設もございますので、一定程度そちらの方にも話はしており
ますので、それらを含めながらやはりやっている団体の方の希望が第一だと思いますので、
それらを含めて今後進めて参りたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） ご回答ありがとうございます。引き続き町民の方が安心して、期
待も大きいかと思しますので、対応できるようにやっていきたいと私の方も考えておりま
す。ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。項目、産業。件名、美深
町商工業担い手支援条例に基づく人材育成奨励金の運用と地域経済の活性化について。質
問要旨を述べさせていただきます。美深町商工業担い手支援条例に基づく人材育成奨励金
は、「新規就業者の雇用に係る経費」を対象とし、企業を支援する制度です。当初、就業
者の居住地に制限を設けずに運用されていましたが、平成28年度から「新規就業者は原
則6カ月以内に美深町に住所を有すること」が条件として示されました。この結果、他市
町村からの通勤する就業者が支援対象から外れる状況となっています。しかし、人口減少
が続く美深町において、他市町村から通勤する就業者を支援対象に含めることが、将来的

な移住を促進する鍵であると考えます。現行の制限により、この移住促進の可能性が摘まれ、地域経済の活性化に寄与する重要な機会が失われているのが現状です。要件が解除されれば、企業は美深町在住に限定せず、より広域な地域を対象とした求人活動の展開と労働力の確保が容易になり、地域全体の雇用促進に寄与する可能性が広がります。特に美深町の事業所では、若手人材の不足や中核を担う経営陣の高齢化、後継者不足といった深刻な課題が顕在化しており、これが廃業の危機を招いている事例も少なくありません。地域経済を支える企業活動を維持し、発展させるためには、新たな担い手の育成が不可欠です。また現在の要件について、仮に特定の条件を助成金の対象とするのであれば、その条件を明確にし、条例に記載すべきであると考えます。そうすることで制度が公平かつ透明に運用され、企業にとっては助成金の適用可否が予測でき、長期的な計画策定が可能となり、地域経済の持続的な成長にも寄与すると期待されます。現行の運用に対する町長の認識はどのようなものか、行政としてどのような役割を果たすべきと考え、今後どのような対策を検討されているのか、町長のご見解を伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深町商工業担い手支援条例に基づく人材育成奨励金の運用と地域経済の活性化についてご答弁申し上げます。ご質問いただいた人材育成奨励金の住所要件については、制度を創設当初は新規就業者の住所要件を定めておりませんでした。平成28年1月に開催された美深町商工業担い手支援委員会におきまして、美深町への定住策として協議された結果、6カ月以内に美深町に原則住所を有することを補助要件として見直した経過がございます。このような要件の基でこれまで23事業所で働く56人が奨励金の対象となり美深町の人口減少対策にも大きな役割を果たしていると認識しております。蠣崎議員は、住所要件が移住を妨げているとおっしゃっているのでしょうか。私の認識は、全く逆でありまして、元々この条例は美深町民を対象にした条例であると認識しておりまして、今回といいますか28年の1月に町外の方も含め人材育成をして美深町に移住定住に結び付けていくと、そういった形で逆に枠を広げた補助要件として見直したということでご理解いただきたいという風に思います。この要件は従業員の皆さんが美深町内で暮らすことで人口維持・増加が地域社会の発展や地域経済の活性化に繋がると考えておりまして、移住を妨げるものではなく促進する要件だと認識しておりますので、現段階では見直す考えはございません。折角美深町にお勤めいただくのだから、この事業には町民の貴重な税金が充てられているところであります。移住策にも繋がる施策ということで、ご理解いただければなと思っております。一方で蠣崎委員がおっしゃるとおり経済情勢の変化に伴い、人手不足、働き手不足が急速に進行していることは承知しております。この

条例制定時には、そのような状況ではなかったのかなと思います。人手不足、労働力不足、この対策をしっかりと講じていかなければならないと考えております。そのため、町では海外人材受入れ推進事業など人材確保に取り組んでいるところでありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。公平性や透明性に関してご指摘をいただきましたが、補助要件につきましては、相談があった際に具体的にそれぞれご説明申しているところで、偏った対応はしていないものと認識しております。住所要件につきましても、地方自治法第14条の規定に基づき権利を制限するものではございませんので、補助要件として備えていれば条例化する必要はないと判断しております。以上、答弁いたします。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 今、私にも質問をいただいたところですが、美深で住んでいる方の定住促進には効果はあるのかもしれませんが、移住ですね。私があるべきというか、この制度を運用して見据えている想定としましては、美深に魅力的なお仕事があって、まちの外からお住まいになりながらも美深に勤務されている方、こういった方が美深のお仕事をすることによって、美深の働く方と交流ではないですけども、お仕事とおして活動され、美深って良いなっていうところに感じて移住をしてくるこのチャンスが、この条例、今制限というか美深町内、この方が対象ですよというものが撤廃されれば、そういったチャンスがあるのではないかという考えで説明させていただいているということです。この移住促進という面に関して、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 逆にいうと元々できた時は、美深の制度ですからもちろん美深の方がその企業に勤めていただいて、技術を身につけていただくとそういった形での支援制度なのですけれども、28年に要綱を見直したというのは美深以外から例えば名寄だとか旭川から美深に勤めたいんだ。そういう方も認めるという方に要件を見直したわけですから、逆にいうと、それを認めないと来られないですよ。名寄や旭川から。補助対象としては。これのために逆に要件を見直して、原則6カ月以内に、美深町に住所を有することということで、今までは駄目だったものを名寄や旭川から来る方もそういう美深に住居、技術を身につけて移ってもらうということを条件に支援対象にしたわけでございます。美深町の、折角美深町に勤めていただいたのだから、美深町の税金がその事業に充てられているのですから、やはり技術を、スキルを身につけた方が逃げてしまわないように、美深町に移住定住をしてもらうことを要件にするというような施策に繋がっているのかなと思います。蠣崎議員のおっしゃる人出不足雇用対策という部分とは、これまた別の施策。関連はありますけれども目的はそういったことをご理解いただければなと思います。住所要

件が、移住を妨げているという風にちょっと聞こえたのですけれども、逆に美深の人しか対象にならなかったものを名寄や旭川から美深に通って技術を身につけてもらった方も対象にして、その後美深に移住定住してもらおうというそういった形で枠を広げたという形で、ご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） ちょっと私の認識不足かもしれないのですけれども、条例制定当初は、この元々制限といいますけれども制限はなかったと。私の知る限りでは美深町外の方が対象となっていた事実があるという認識でございました。これ謝りでしたらご指摘いただきたいのですが、ご回答いただけますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 元々の想定は美深町民でございましたので、それで多分そういう町外の方も来ていて、担い手支援委員会の方でもちゃんと正式に議員おっしゃるとおり明確にした方がいいということで、要綱で町外からの方も折角美深のお金で技術を身につけてもらったのに途中でやめられちゃったらもったいないでしょ。そういったこともありますよね。できる限り美深で身につけた方を美深の企業で長らく勤めていただきたいという思いもあって、そういった形で要綱を見直したということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） すみません、同じようなことを伺うかもしれないですが、その今振り返るとそうだったという説明を今ちょっと伺っていてどうなのだろうと思っているところなのですけれども、要はそういったことを美深の働いている方を元々想定して条例を制定された。そして議会で議決されて確定したということで間違いはないかと思うのですけれども、その想定はしっかりとした認識の中で議決されたのか、それとも後の問題として発生してきてそういう風になられたのか、どちらなのか。その辺教えていただけますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 繰り返しになるかもしれませんが、町内の対象にした条例を制定していたのですけれども、企業からのご相談で町外からの方も技術を身につけて、うちで雇いたいというそういった相談事が発生したということで、それであれば枠を町外の方もその技術を身につけた方が美深に定住する要件を条件に枠を広げたということでご理解いただければという風に思いますけれども、また質問されても同じ繰り返しになるのかなと思います。

○議長（南 和博君） 暫時休憩します。

○議長（南 和博君） それでは休憩を解き会議を再開します。

5 番 蠣崎君。

○5 番（蠣崎一生君） すみません、ありがとうございます。その美深に来られる方で資格を取得された方、それがそのまま定住に繋がれば良いという条例だと、町長がおっしゃるようなこととお間違いないかと思うのですけれども、それでその目的は達成されるというように考えているということは、ちょっと条例本文を読むとちょっと私には理解が少し難しいといえますか、ように感じているのですけれども。ただ一つ町長も先ほど発言の中でおっしゃっていただきました。やはり情勢が変わってきていると。人材不足が求められますし、これは今後またさらに拡大するのではないかと。企業も年々高齢化に進んでいるだろう。これは間違いないかと思えます。この現状において当時そういった移住定住を目的に改正というか、この6カ月の表記ですか。されたという風なことだと説明を受けましたので、それにおいてもこの情勢の変更があった中で、完全にその私ここの要旨の方で述べさせていただいている町外の人を定住という意味ではなくて、これから勤めたいという人に拡大するという考えについての、お考えだけ伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 条例の趣旨は商工業経営の安定と定着を図りという部分が根本にございますし、人材育成奨励金については技術者等の人材育成、基本は人材確保ではなく人材育成という形になっています。多分、今は働き手不足で人材確保にシフトしていくべきだというようなご質問かなと思えますけれども、あくまでも現状では認めていますので、原則6カ月ということですから。それとも旭川でも士別でも名寄でも美深に来なくてもそれは認めていくべきだというご質問ですか。となると、やはりこれは美深町の貴重な税金を充てる、充てている、そうなる美深町に移住定住されないとその方には支援しますけれども、その方の税金も固定資産税、住民税とかも入ってこないですよ。そういったことにも影響しますので、その辺も企業等で複数そういったご指摘、ご意見そうすべきだという意見があれば、商工会の事務局、商工業の担い手支援委員会のほぼ商工会の事務局を通してこの事業について進めていますので、そちらともご相談しながら進めていく事も可能かなという風に思えますけれども、そういう企業さんがおっしゃるのであれば、そういうところで協議して何か新たな分野が開けるのか。それとも今の条例のまま要綱のまま原則6カ月にやはりこれは外せないだろうと、そういう風な意見が大勢を占めるのであれば安易にその要件を変えることもできないのかなと思っていますので、今ここで可能だ不可能だという答弁は控えさせていただければと思います。

○議長（南 和博君） 5 番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 今、何点かご回答いただいたところでございます。一つ気になったのが、今私が考えというか、こういったことはどうですかということは、人材の確保はないかご指摘がございました。ただこれ条例は年齢が条例で48歳から40歳、概ね40歳でしたかね。もしくは間違っているかもしれませんが、18歳から42歳を対象としているものと。その中で、人材確保と育成は、私はセットだと考えております。2年間、その育成のために補助をしているという条例ですので、私はあくまで育成ですね。若手を呼び込んで企業に従事していただくと。これが企業存続に重要な支援になるのではないかとということだということはお伝えしたいと思っております。この条例の支援が、その従業員に交付されるというような従業員の給与としてですね。になって、そこに住民税が例えば名寄市であれば、名寄市に下りると。旭川では旭川という風にお話があったのですけれども、この条例はその求人活動を広く進めている企業に対しての補助金で間違いはないかと思うのですが、企業に町が、私は主に人材育成なり求人活動拡大、美深に人を呼び込めと考えている企業を応援するための補助金、あくまで計算上は従業員の給与ですけれども、企業の補助になっているという認識でございます。ご指摘いただいたので、その点について町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 厳密に言えばそうかもしれませんが、やはりこの条例、育成して、尚且つ確保に結び付けていくというのはおっしゃるとおりかなという風には思っているところでございます。さっき住民税の話までいきましたけれども、確かに企業を通してでございますけれども、あくまでも原則6カ月以内に美深に転居されることによって税以外の部分、経済効果そういったあらゆる面にプラスになってくるのかなと、そういった思いも受け取っていただければなと思います。税に固執したわけではございませんけれども、折角美深町で育てて、その人材が未来永劫他町村で生活するというのは、果たしてそれでいいのかという部分を再度ちょっと検討しなければならないのかなという風に思っております。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 少し質問の側面を変えたいと思うのですけれども、この条例6カ月以内に美深町に住所を有するという記載があくまで美深へ住まれることを促進されるということなのですけれども、ちなみに何故6カ月が適しているのか、ちょっと私はわからないところなのですけれども、この条例は24カ月対象として支給するという条例であります。この6カ月以内に美深町の住所を有する、これはなかなかハードルが、本当に美深に住んで仕事を始めたいよという人に関しては、6カ月以内に美深で住む。まだ美深に慣

れていないぞと、もしもう少し長い目線で見ただけであれば、実際働いてみていいぞと、美深で住んでみようかなという機会にもなるのではないかなと思うところがありまして、この点について伺いたいのと、もう一つお話としてお伝えしたいというか、町長の考えを伺いたいのですけれども、やはり対象を名寄、美深というような発想が出てくると町民の方と町財政について関心、どうなんだという考える人がいらっしゃるのは間違いなく、確かに不公平感を感じてしまう方は一定数いらっしゃるのではないかと思うのですが、私は長期的な視線で人材確保、さらには育成に繋がっていく条例の運用が必要だと考えています。長期的な美深の企業の成長のために、それが必要かと考えているのですが、この点お考えを伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 28年度からなった資料、今手元にございませんで、何故原則6カ月にしたということは確実に回答は答弁できませんけれども、多分一日も早く美深町に慣れていただきたいと、そういう思いもあったのかと。原則ですので、家族の都合ですとか、奥さんの都合、お子さんの都合で6カ月以内に来られない方もおられるかなということで原則を付けているのかなという風に思っています。支援期間が2年間だから2年間だというような意見もあろうかと思えますけれども、これはあくまでも商工業担い手支援委員会の中で協議して原則6カ月にしたものだということで、多分一日も早く美深町に馴染んでいただけたらという思いがあったのではないかなと。これは推測ですよ。ということでご答弁申し上げます。あくまで原則ということで、色々な諸事情で6カ月以内に来られない方もいるかということで、原則が付いているのかという風に思っているところであります。さらに、このままだとやはり町外の方がこの要綱があることによって、今来られるような形になっていますので、人材確保の部分からいくと、その施策がいいのか、先ほど申し上げましたけれども、外国人の人材活用等もご用意していますけれどもどこの町も人手不足ですから。大した町外からの中々そういう来てる分の人材が限られているのかなと思っています。その辺も相対的に検討していく必要があるのかなと思っていますのでございます。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 今、ご回答いただきました。まずどこでも人材不足とおっしゃっています。それも大変重要なことで、だからこそ先進的というか一歩進んだ条例が必要なのではないかということで話させていただいたところでございます。あと、その6カ月以内という文言なのですけれども、今、私ご指摘いただいた中、結局私もあまり理解が結局できていないご指摘を受けている状況なのですけれども、企業の担当者、例えばご条例を

ある程度把握されている方も同様な認識、意図が伝わらずに運用されているのではないかなという風を感じているところでございます。今、町長おっしゃっていただいた、文書です。どのような文書か手元にお持ちでないという風におっしゃっているのですが、私、手元でございます。平成28年の確か3月28日、ちょっと日付があるもの、ないものもございまして、こちらに小規模事業者様、美深町総務課企画グループ商工観光係から発信で、美深町商工業担い手支援条例（人材育成奨励金に伴う留意事項）ということで文書の方で通知されております。ここにちょっと読み上げます。アンダーライン引かれておりますので。なお平成28年度から人材育成奨励金の申請をする事業所におかれましては、新規就業者は原則6カ月以内に美深に住所を有することが条件となりましたので、ご注意願いますと書いてございます。ただこちらに目的だとか、意図については、私が見る限り書いておりません。美深町役場の公式ホームページにも担い手条例の担い手奨励金のこと記載ございまして、そちらには月額、限度額と記載されているのですけれども新規就業者は原則6カ月以内に美深に住所を有することという風に書かれている状況でございます。この文書と役場ホームページ等にこの6カ月の記載があるのですけれども、実際に条例には記載されておらず、先ほど町長は書かなくても自治法ですか。ごめんなさいちょっと聞き取れなかったのですけれども、記載しなくてもというようなご発言あったところでございます。ただこのしなくても良いという認識であっているか、ちょっとご指摘あればしていただきたいのですけれども、この詳しい条例の内容を企業が理解することが、いわゆる企業が人材確保に関しての活動をする時に計画をしやすいとか、予想がしやすい。こういった方だったら町の支援を受けながら育てられるなというような判断ができたかと思うのですけれども、今後今回の条例についてそういった条例に記載すべきじゃないかと考えているのですが、町長どのようにお考えでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど、答弁を申し上げた繰り返しになりますけれども、権利を制限するものではないということで、地方自治法第14条の規定にあるとおり条例に謳わなければならない事項ではないということ。補助要件として備えていれば良いと町側としては判断しているものでございます。それと先ほどご指摘ございましたとおり、多分それぞれ企業さんの担当者が変わられたりとか、またこの事業については商工会の事務局の中で申請書等の相談、アドバイスをして申請していただく形になってございます。細かい部分、要綱含めて企業担当者に意図が伝わっていない、そういった状況であれば、改めて町としても再度周知徹底されるように考えていきたいなという風に思っております。以上で

ございます。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 町長、今条例の記載に関しての考えについて、私が伺ったところ、権利は制限というものではないので、権利を侵害というのですかね。権利に当たるものではないのでというご説明でよろしいかと思うのですけれども、わかりやすい条例の記載がやはり必要なのではないかと。その書く必要があるないとは関わらずその例えば名寄市の人間というキーワードが出た時に、こういう条例でこういうことなのですよというふうに話させる条例を何かでしっかりと提示してやる必要があるのではなかという提案だったのですけれども、その点についてご回答いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 条例だけでは、他の条例もそうかと思えますけれども、条例だけ示して町民の方に理解してというのは、なかなか難しい問題かなと思います。そのために規則、要綱が定められておりますので、それぞれの支援、こういった支援を申請したいのだというケースバイケースありますので、それぞれにあった形での補助要綱それを示して相談しないと実際は他の補助条例も同じ形だと思いますので、今回特にこれだけがそういう状況ではないということをご理解いただいて、やはり先ほどしっかり理解できていないという部分、これを何とかわかりやすいような形でご指導していけるような形をとっていく以外ないかなという風に思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 条例に記さないにしても、そういったやり方も一つあるかとは思いますが。ただ、やはりこういう文書一枚が届いた時に、人によっては今日から名寄の人が駄目になったと思ってしまうようにならないようなところをわかりやすいものを提示いただきたいと思えます。あと一つ私が課題として考えておりますのが、担当者がやっぱり移動とかがあって、ちょっと過去のどういう経緯でこの条例に、このようは話が出ただとか、実際私も担当課の方に伺っても私も理解できないまま返ってきている。私はそうだと思って今回質問しているのですけれども、明確に理解できる回答が、私の理解不足も原因が大きいかと思えますがやはりないと、となると町民の方の理解が難しいのではないかなと思えますので、審査等付議されている商工会も含めてより念密なコミュニケーションを取っていただいて、誰でもわかりやすい説明ができるような体制を是非進めていただきたいと思うのですが、この件もし何かありましたらご回答お願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと気になったのですけれども、先ほどちょっとそれを見た

ら名寄の人が駄目なんだと言われたような気がしたのですけれども、名寄の人も良くなると理解していただかないと、また平行線になるのかなという風に思いますので。それと担当異動等で変わって承知できない部分、逆に商工会の事務局の方が長年ずっと担当しておりますので詳しい部分ございます。それら含めて商工会事務局とも、うちの担当とも連携を取りながらこの申請にあたっての相談業務を対応丁寧にできるように調整させていただければなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） すみません、最後一つだけ。すみません、もう一度お伝えしますが、（新規就業者は原則6カ月以内に美深町に住所を有すること）これが名寄の人も対象ですよという風な理解は、やはり難しいと考えるのですけれども、最後もしそんなことないですよということであれば、ご回答なくても構わないのですがいかがですか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 多分ですね。商工会の事務局の方も入って相談していますし、それとただこの書類をただポンとやったのではなくて、そうであれば小規模事業所の方も事務局等も相談されているので、逆に今まで整理されていなかった部分は、こういったようにきっちり整理されて町外の方でもよろしくなったのだなと理解されていないのであれば、今一度理解し直していただければなと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） ちょっと私も理解に苦しむ状況でございますが、時間がありますので次の質問に移らせていただきたいと思います。項目 産業。件名 株式会社美深振興公社の経営健全化と持続可能な運営について。質問の要旨 株式会社美深振興公社は、びふか温泉や道の駅びふかの営業活動を通じて、美深町にとって重要な観光資源や地域施設の運営を担っており、その運営は町の財政や地域経済に大きな影響を与えます。しかし、過去の経営において営業損益がマイナスであり、経営面で健全化が進んでいないため、町財政に負担をかけている状況が続いています。新年度の経営計画では、収益改善やランニングコストの削減に関する具体的かつ抜本的な施策が十分に示されていないため、計画全体が楽観的であるとの懸念が抱かれています。このままでは、町財政の負担がさらに増大し、町民サービスの低下が懸念されます。株式会社美深振興公社の持続可能な運営を実現し、長期的な地域経済を支えるためには、現行の経営計画を見直し、より具体的で抜本的な収益改善策やコスト削減策を明確にすることが不可欠であり、施設の収益性を高め、町財政への負担を軽減するための施策が求められます。これらの課題に対して、現在の経営計画に対する町長の認識をお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 株式会社美深振興公社の経営健全化と持続可能な運営について、町長の立場でご答弁申し上げます。株式会社美深振興公社の経営計画につきましては、議員のご賛成もいただき、先の第2回定例会において第3セクター経営改善事業補助金を措置して現在公社ではホテル経営に関する専門的知見を有する経営コンサルタントに経営改善計画の策定を委託しているところでございます。これにより美深温泉と道の駅びふかの両施設について現状分析と経営改善計画の策定が進められております。計画策定にあたり施設利用者の増加のための施策や収支改善・運営改善のための施策案が示される予定であり、これをもとに、公社役員の考え方を反映した経営改善計画が策定される予定です。施設の老朽化対策や社会経済情勢の変化などから第3セクターの経営改善は一朝一夕には実現できませんが、代表取締役の立場としても健全な運営に向け、取り組んで参りたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 今、コンサルタントですね。経営、ホテルと宿泊の専門の方に来ていただけると。最初、私その話を伺った時に、担当課の方に行ってどのような内容なのかという風に伺ったところ経営分析だと。その先の対策等については、計画というか、まだこの先の話ですよという話を受けた記憶をしております、今は経営分析のその先の経営も策定しているので、そちらを協議していくという風にお話を確認いたしました。経営計画を見せていただいて、中を見せていただいているのですけれども、そのコンサルの結果に基づいて、次年度令和7年ですか。それを実行していくという風に計画にあったかと思えます。ちなみに現在、今回令和6年度の収支計画を示されて営業を行っているところですが、現在何か大きな取り組みは、今までの売り上げを改善するために、どのような施策を実際やっているのか。主なもの、主にここで収益を上げるんだというような計画の中の大きなものというのは、今一番どれにあたるのか、どのような施策をしているのか教えていただけますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 6年度の部分でございますけれども、6年度の計画については、6年度の株主総会で示したとおりでございます、特に大きな計画云々というのはございませんけれども、施設の改修等については、引き続き行っています。この今回の経営分析、それを受けて多分この後、役員会といたしますか、取締役のメンバーで経営改善計画の案等を含めて協議する形と。それを反映して経営改善計画を年度中に策定して、新年度の経営計画に反映していくというような流れになるのかなという風に思っております、6年度そ

の今コンサルさんが改善計画というか経営分析している間に、公社独自でこういった改善策云々という部分については、特に大きなものは示しているものはないかと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） ちょっと時間がないので、あれですけれども、やはりちょっと難しいと思います。コンサルが来年度実施の計画を持って来るまで、やはり新しい収益確保策を抜本的なものが必要と考えられる中、用意して実行するということが、やっぱりちょっと今もう、大変失礼な言い方かもしれないですけれども、考えられるものがないという認識で私捉えさせていただいたのですが、ちょっと最後ご回答をもし考えがあればいただいて、これで私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 5年度は何とか赤字にならなかったという。これも燃料高騰対策とか、支援してのものでございますけれども6年度も引き続き何とか赤字にならないような形で経費節減と地道な努力をしていただいているというのが部分です。あと最大のミッションといいますか、課題というのは、先に取締役会でもレストランの一日も早い再開。これが最大の課題でございまして、厨房のスタッフ等ですね。随時任用しているのですけれども、なかなか厳しいような状況になってございます。まずはこれを6年度中改善できないか。これもコンサルさんのアドバイス等を受けながら何とか一日も早い一般レストランの開放。これを今目指しているというようなところですね。またご承知のとおりそれぞれ利用料、使用料の見直しを行って、地道な努力を今進めているということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 5番 蠣崎君。

○5番（蠣崎一生君） 何とかではやはり打開するには難しいと。コンサルの意見が入られる一年間を待つということは、やはり私は厳しいかと思います。どんどん計画、目標値を持ったものを示していただいて、考えをけん引して町の温泉経営やっていただければと思います。最後もし何かあれば、なければこれで私一般質問を終了させていただきます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） これはちょっと難しいと思います。これまでの経営で変わったのは、私だけでございます。私も全くの素人でございます。その経営というのは、今いる取締役、経営のベテランさん方の意見を聞きながら今年の計画を練って、練ってこれまでも来たわけでございますけれども、急に6年度何か大きな改善策を作れといっても作れないので、コンサルさんに委託したところ、長年議員さんのご指摘があって、そうしなさいよということ私を耳を傾けたということでご理解いただければなと思います。

○5番（蠣崎一生君） ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 以上で、5番 蠣崎議員の一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。再開は概ね2時40分とします。

○休憩 午後2時19分

○再開 午後2時39分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第6 議案第31号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第31号 美深町国民健康保険条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第31号 美深町国民健康保険条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。この2つの条例の改正は、令和6年12月2日から健康保険証がマイナンバーカードと一体化され、廃止されることに伴う改正であります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案の説明をいたします。1ページをご覧ください。議案第31号 美深町国民健康保険条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について。美深町国民健康保険条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明させていただきますので、3ページの議案第31号資料をご覧ください。それでは改正概要につきましては、改正趣旨に記載しましたが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律。これによりまして、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴いまして、令和6年12月の2日から被保険者証、いわゆる健康保険証が廃止されます。というか発行されなくなります。このことから所要の改正を行うものでございます。改正する条例は2本ございまして、1つは美深町国民健康保険条例で、被保険者証の返還に応じない者に対する過料に関する部分を削る等の改正でございます。もう一つは、重度心身障害者及び

ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例で、被保険者証等受給資格者が保健医療機関等において医療を受けようとする時に提示する書面等の改正でございます。順に改正内容を説明させていただきます。1つ目の美深町国民健康保険条例は、第7章に罰則に関する規定を設けておりました、今回改正するのはその中の第13条でございます。前段の第9項を第5項に改めるといふものは、国民健康保険法の改正に伴う条ずれに対応するものでございまして、その後の後段の改正がこの一部改正条例の確信の部分でございます。具体的には第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合という文言を削ります。この第3項、第4項が何をいっているのかということをちょっと説明いたしますが、ここは保険税を滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を求めた場合に、世帯主は被保険者証を返還しなければならないということを謳っておりますけれども、12月の2日から被保険者証がマイナンバーカードに一体化されますので、被保険者証が発行されなくなります。最終的には被保険者証という書面が存在しなくなるわけでございます。従いまして、被保険者証の返還を求めるとか、返還するという行為自体が生じなくなりますので、返還に応じない場合に科する過料に関する規定、これが不要になりますので、ここを削るといふものでございます。この美深町国民健康保険条例の改正にあたりましては、経過措置を設けます。次のページ4ページの表の下に附則を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。附則の第2項でございます。この経過措置の内容につきましては、改正条例の施行の前にした行為、というのとそれから施行の日以後にした行為に関する罰則につきましては、従前のように過料を科すという内容でございます。先ほど、被保険者証が12月2日以降、マイナンバーカードに一体化され、最終的には被保険者証という書面が存在しなくなるという旨、申し上げましたが美深町が今発行している被保険者証の有効期限は令和7年7月31日でございますので、令和7年7月31日までは、発行済みの被保険者証が存在し、これまでどおり使用することができる状態になっております。従いまして、今回削除する滞納に掛かる被保険者証の返還に関する行為というのは、この令和7年7月31日まで発生する可能性があります。この一部改正条例の施行の日以降に、このような事例が発生した場合には、従前のように罰則を適用するという経過措置でございます。次に、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について説明いたします。4ページの上の新旧対照表をご覧ください。ここでは第7条に見出しで受給者証の提示という見出しがございますが、受給資格者が保険医療機関等において医療を受けようとする時に提示する書面を規定してございます。12月2日以降、被保険者証がマイナンバーカードに一体化され、最終的には被保険者証が存在しなくなることに対応するため、被保険者証または組合員証これを医療保険各

法による被保険者であることを証する書面、という文言に改めると合わせまして、新たに電磁的記録という文言を加えることといたします。最後にまたちょっと附則に戻っていただきたいのですが、この条例の施行期日でございます。附則第1項で、この条例の施行期日については、被保険者証がマイナンバーカードに一体化されます、令和6年12月2日といたします。以上で、議案第31号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 議場内が暑くなっておりますので、暑い方は上着を脱ぐことを許可したいと思います。

◎日程第7 議案第32号乃至議案第36号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第32号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第4号）乃至議案第36号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第32号から議案第36号で提出しております一般会計ほか、4会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第32号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。今回の補正予算では、補正予算の主な内容につきましては、総務費では過年度事業の清算に伴う返還金の追加、衛生費では厚生病院の令和5年度運営損失額の確定に伴う補助金予算の整理、農林産業費では、休耕田の畑地化に伴い発生する土地改良区賦課金の差額を支援するための交付金の追加、消防費では上位法などの改正に伴う地域防災計画とハザードマップを改定するための委託料について、措置するものでございます。次に、歳入であります、只今申し上げました追加補正にかかる財源につきましては、国や道の補助金など特定財源で措置し、不足する分は主に前年度繰越金などを充てることとしております。以上によりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ4,817万7千円を追加し補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ52億3,763万6千円となるものであります。次に、議案第33号 令和6年度 美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、広域連合へ納付する過年度分徴収保険料及び前年度繰越金納付額の確定に伴う追加のほか、過年度分の保険料還付金の増加に伴う予算措置でございます。以上によりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ9万1千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ8,842万4千円となるものであります。次に、議案第34号 令和6年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。歳出につきましては、令和5

年度の実績により、国・道及び支払基金の負担金等の額が確定し、超過交付されている負担金等の返還金等必要な経費を追加するものであります。また保険給付費については、高額医療合算介護サービス等の負担金が増加傾向にあることから、予算の調整を行うものであります。歳入につきましては、これら財源として介護給付費準備基金繰入金を充当いたします。以上によりまして介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ1,528万円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,978万円となるものでございます。次に、議案第35号 令和6年度 美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、令和6年10月から出納取扱金融機関で取り扱う、水道料などの窓口納付と振込等にかかる手数料が有料となることに伴い、これらに係る手数料を追加するものであります。以上によりまして収益的支出を12万円追加し、1億5,596万7千円といたします。最後に、議案第36号 令和6年度 美深町下水道事業会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、先ほどの議案第35号と同じく出納取扱金融機関で取り扱う振込等にかかる手数料が令和6年10月から有料化となることに伴い、これらにかかる手数料を追加するものであります。以上によりまして、収益的支出を2万円追加し、1億9,829万8千円といたします。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第32号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第32号 令和6年度 美深町一般会計補正予算（第4号）。令和6年度 美深町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） それでは、議案第33号 令和6年度 美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。令和6年度 美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） それでは、議案第34号の説明を申し上げます。議案第34号 令和6年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和6年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは、議案第35号についてご説明を申し上げます。議案第35号 令和6年度 美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。令和6年度 美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○建設水道課長（中林秀文君） 次に、議案第36号をご覧ください。議案第36号 令和6年度 美深町下水道事業会計補正予算（第1号）。令和6年度 美深町下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第32号乃至議案第36号の説明を終了します。

◎日程第8 認定第1号乃至認定第7号

○議長（南 和博君） 次、日程第8 認定第1号 令和5年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和5年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして、認定第1号から第7号まで全7会計の決算概要をご説明申し上げます。数字の説明が多くなるので別冊で配布しております決算説明書をお持ちの方は、合わせてご覧いただけますとわかりやすいのではないかと思います。それではまず認定第1号一般会計の決算について申し上げます。令和5年度は、物価高騰などによる影響を緩和するため、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、生活応援特別給付金、農業価格高騰緊急対策事業給付金などの給付金の給付。希望する全ての方を対象とした新型コロナワクチン接種事業、農業や商工業、福祉施設における照明器具を省エネルギータイプに取り換えるための費用の助成などを実施して参りました。決算額は、歳入が57億4,947万9,901円で、前年度と比較すると3,778万1,770円。0.7%の減、歳出が51億2,573万5,189円で、前年度と比較して8,073万4,513円、1.6%の減で、いずれも前年度を下回る決算額となっております。歳入では、町税の徴収率は前年と同じ99.6%となりましたが、収入額では0.3%の減少となりました。調定額は、町税の中で最も大きなウェイトを占める町民税と軽自動車税が増加しましたが、他の税目は全て減少しております。地方交付税は普通交付税が31億8,498万5千円で、2,241万1千円。率にして0.7%増加しました。一方で特別交付税が2億5,302万9千円で、804万4千円、3.1

%減少となり、総額では1,436万7千円。率にして0.4%増加となりました。これに臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、前年比で275万6千円、0.1%の減少で、ほぼ前年度並みとなっております。町債については、過疎対策事業債においてチョウザメの屋外導水管の整備と美深厚生病院の医療機器CTスキャン装置の整備に伴う借り入れが増加したことで、総体では7,087万7千円、38%の増加となりましたが、町債残高は年次償還により前年度より3億3,499万6千円減少し、43億1,224万1千円となっております。繰入金は一部を特定の事業に充当するために取り崩しましたが、一般財源収入が当初見込みよりも増加し、予定していた公共施設整備基金を取り崩さずに財政運営ができたことにより、2,001万6千円となり前年度対比1億1,770万5千円、85.5%の減少となりました。なお、基金については財政調整基金への編入などによって3億1,588万3千円増加し、年度末残高は49億190万7千円となっております。こうした財政運営によりまして、実質収支は5億3,123万5千円の黒字となりました。この歳計剰余金については、法律、条例の定めにより2分の1を下回らない額を基金に積み立てることになっておりますので、2億6,570万円を財政調整基金に編入し、残る2億6,553万5千円を令和6年度会計に繰り越したところであります。次に、認定第2号 令和5年度国民健康保険特別会計の決算について申し上げます。被保険者数は引き続き減少傾向にあり、前年度と比較して52人減少し、国保税についても7.4%減少いたしました。医療給付は入院件数の減少などにより医療費全体で3億5,998万6千円、5.5%減少し、国保会計歳出総額は4億8,750万1,093円、9.8%の減少となっております。決算額は、歳入・歳出ともに4億8,750万1,093円となっておりますが、歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れているため歳入・歳出同額の決算となっております。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は、298万7,014円減少して1億5,481万5,860円となっております。次に認定第3号 令和5年度後期高齢者医療保険特別会計の決算について申し上げます。被保険者数が前年度より23人減少しておりますが、被保険者の所得が増加していることにより、後期高齢者医療保険料については3.5%増加しております。これによりまして、令和5年度決算額は、歳入総額は8,146万3,237円。歳出総額は8,133万997円。差引13万2,240円を翌年度に繰り越したところでございます。次に、認定第4号 令和5年度介護保険特別会計の決算について申し上げます。令和5年度の要介護・要支援認定者数は、前年度と比較して3人減少し、保険給付費については、サービス利用の増加により前年度と比較して1,382万3,169円、2.8%の増加となったところです。決算額は歳入・歳出ともに5億7,896万9,248円となっておりますが、歳入の不足額を介護給付費準備基金から

繰り入れているため、歳入・歳出同額の決算となるものでございます。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は1,799万6,010円減少して、4,522万7,271円となっております。次に、認定第5号 令和5年度北部簡易水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入における水道使用料では、主に一般家庭用の一般1種は増加しましたが、それ以外の用途についてはすべて減少したことから総額では前年度と比較して39万4,360円、2.2%の減少となりました。また歳出において、令和6年度からの公営企業会計適用に向けた地方公営企業法財務適用例規整備業務を実施したところであります。これによりまして、令和5年度の決算額は、歳入が1,878万5,755円、歳出が1,654万4,069円となり、差し引き224万1,686円の歳計剰余金は、令和6年度に中央簡易水道事業と北部簡易水道事を統合する美深町簡易水道事業会計に引き継いでおります。次に、認定第6号 令和5年度下水道事業特別会計の決算について申し上げます。今年度は、公共下水道事業長寿命化計画に基づく浄水管理センター機械設備の改修工事、個別排水処理事業設備の維持補修などを行ったほか、令和6年度からの公営企業会計への移行に向けて地方公営企業法財務適用例規整備業務を実施いたしました。決算額は、歳入・歳出ともに2億2,303万147円となりますが、歳入の不足額を一般会計から繰り入れているため、歳入・歳出同額の決算となるものでございます。なお、下水道事業特別会計については、令和6年4月から公営企業会計を適用し、美深町下水道事業会計となるものであります。最後に認定第7号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計の決算について申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては、清浄で安全な水を安定的に供給するために水道施設の計画的な更新・維持管理をするとともに、事業の経営効率化に努めて参りました。財政面では収益的収支で831万4,251円の純利益が生じ、年度末利益剰余金は4億3,461万5,530円となったところであります。また資本的収支については、2,471万3,558円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、内部留保資金をもって補てんしております。この結果翌年度繰越現金は3億7,882万5,159円となったところでございます。以上、令和5年度美深町一般会計、5特別会計及び中央簡易水道事業会計の決算概要についての説明といたします。よろしくご審議いただき、認定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 以上で、認定第1号乃至認定第7号の説明を終了します。これから認定第1号乃至認定第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。

お諮りします。本件については、議長及び2番 望月議員を除く9名の委員で構成する

決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。お諮りします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により木下議員、中瀬議員、名取議員、蠣崎議員、田中議員、小口議員、藤原議員、和田議員、荒川議員の9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は、只今申し上げました9人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により、決算審査特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び決算審査の日程の決定をお願いします。ここで暫時休憩します。再開は概ね4時10分といたします。

○休憩 午後3時51分

○再開 午後4時08分

○議長(南 和博君) 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長(竹田 哲君) 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に荒川委員。副委員長に田中委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月17日、18日の2日間と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第9 報告第6号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長(南 和博君) 次、日程第9 報告第6号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。7番小口君。

○7番(小口英治君) それでは総務住民常任委員長の私の方から所管事務調査報告を行

います。本委員会は下記の事項について、閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査日 令和6年8月9日。調査事項 地域おこし協力隊の実績と課題について。調査内容 1、現状の配置状況（担当の業務内容）2、当町の募集方法。3、定住に向けての課題です。調査の内容と当町の募集方法並びに定住に向けての課題等は割愛させていただきます。報告は調査のまとめに代えさせていただきますので、よろしく申し上げます。調査のまとめ、地域おこし協力隊は町と協力隊員の双方が目指すものを達成できるよう任務内容を今以上に掘り起こし具体的にすることが必要である。任務終了後も同じ地域に定住の希望があれば起業に必要な準備のほか、起業する分野のスキルアップや人脈作りも大切な要素である。町が提案する事業を地域おこし協力隊に委託して委ねる方法もあるが、報酬額の算定が難しい面があるとの説明も受けた。当町の現役隊員は2名だが、同じ上川管内の東川町75名、美瑛町・下川町15名となっている。当制度は地元には気づかない環境・経験・情報等を知ることができ、まちづくりへの貴重な視点も享受可能なので、各地の成功事例を参考にさらなる研究を望む。合わせて募集の方法についても町の提示する任務内容以外での、フリーミッション型の研究も望まれる。以上で、報告を終わりと致します。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ次、産業教育常任委員会の報告です。9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは産業教育常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査日 令和6年8月5日です。調査事項の1つ目としまして、J-クレジットの取り組みと推進について。調査内容は、J-クレジットの取り組み概要と今後の推進戦略についてでございます。調査方法は、聞き取りにて行いました。調査内容についての方は、報告の方を書面に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。調査のまとめのみ朗読させていただきます。調査のまとめ 国が掲げる2050年カーボンニュートラルに向け、美深町はゼロカーボンシティ宣言を2022年3月に発し、社会活動や経済活動を行う上で、CO2排出量をゼロにすることはできず、排出するCO2量を極限まで減らす一方で、様々な取り組みによってCO2吸収量を増やし、排出量と吸収量を相殺することでCO2排出量を「実質ゼロ」にすると定義し、町民生活におけるCO2排出削減の取り組みも推奨しているところである。J-クレジット制度に関しては、令和2年4月に実施した所管調査で制度の内容を聞き取り、美深町として温暖化対策のPRになればとの展望が示されていたが、今回調査において、その後の認証取得

までの経過と実績をプレゼンテーション方式で聞き取りをし、先進的な取り組みで実績を上げていることを確認することができました。特に我がまちに多大なる貢献をしていただいている(株)SUBARUをはじめ、数々の企業がSNSで美深町との取り組みを発信し、当町での様々なイベントに参加くださるなど、他の自治体に先んじてPRできることは優位性という面でも勝っていると評価できます。しかしながら、美深町は町総面積のおよそ85%を森林が占め、そのうちの大部分を道有林が占める中、J-クレジットの取り組みにおいては町有林のCO2吸収量をどのように増やすかがクレジット創出のポイントであり、作成した森林経営計画の確実な遂行が重要であります。現状では、担当職員が2名体制となっておりますが、今後森林保護を要する観点からも人員配置の見直しが必要であり、またこれまで実施してきた森林づくり事業の継続・強化と持続可能な木材産業を実現させるために、クレジット売却で得た財源の一層の有効活用を望むものであります。では、次に調査事項の2つ目としまして、森林環境譲与税の活用について。調査内容は、森林環境譲与税の活用状況。調査方法は、聞き取りで行っております。こちら調査内容については、書面に代えさせていただきます。では、調査のまとめ、国により森林環境譲与税が令和元年度から、「地球温暖化防止機能」、「災害防止・国土保全機能」、「水源涵養機能」といった公益的機能の発揮を目的に、市町村向けに交付されていたが、令和6年度から国民に森林環境税として課税し、森林環境譲与税の財源とされたものであります。課題としては、私有林の所有者不明が少なからず存在し、また町有林と私有林が「まだら」に混在している状況もあり、森林整備において効率が悪いことが挙げられます。用途公表に関しては、町ホームページや美深町広報誌で公表されており、適正に活用されていることを引き続き周知していく必要があるとまとめさせていただきました。以上、産業教育常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第10 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第10 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。13日から18日までは議案審査並びに決算審査特別委員会のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、13日から18日までは休会とし

ます。

以上で本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。ご苦勞様でした。

散会 午後4時19分

令和6年第3回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和6年9月19日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告 令和5年度美深町一般会計決算の認定について
- 第 3 認定第2号 委員会報告 令和5年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 4 認定第3号 委員会報告 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 第 5 認定第4号 委員会報告 令和5年度美深町介護保険特別会計決算の認定について
- 第 6 認定第5号 委員会報告 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 7 認定第6号 委員会報告 令和5年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について
- 第 8 認定第7号 委員会報告 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第31号 美深町国民健康保険条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第32号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第33号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第34号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第35号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第36号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 第16 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第17 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

第18 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

第19 議員派遣の件

第20 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員(11名)

1番 木下 広 悠 君	2番 望 月 清 貴 君
3番 中 瀬 亮 太 君	4番 名 取 明 美 君
5番 蠣 崎 一 生 君	6番 田 中 真 奈 美 君
7番 小 口 英 治 君	8番 藤 原 芳 幸 君
9番 和 田 健 君	10番 荒 川 賢 一 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

町 長 草 野 孝 治 君	副 町 長 川 端 秀 司 君
総 務 課 長 中 江 勝 規 君	企画商工観光課長 小 野 勇 二 君
住民生活課長 桜 木 健 一 君	保健福祉課長 小 林 一 仙 君
農 務 課 長 山 崎 義 典 君	建設水道課長 中 林 秀 文 君
会 計 管 理 者 後 藤 裕 幸 君	総務グループ主幹 内 山 徹 君
企画グループ主幹 渡 辺 善 美 君	経済産業グループ主幹 前 田 直 久 君
生活環境グループ主幹 川 端 健 君	税務グループ主幹 中 野 浩 史 君
保健福祉グループ主幹 和 田 政 則 君	農業グループ主幹 加 藤 保 昭 君
建設林務グループ主幹 田 畑 尚 寛 君	水道住宅グループ主幹 町 屋 英 雄 君

◎教育委員会

教 育 長 杉 本 力 君	教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元 岡 友 之 君	教育グループ主幹 前 田 貴 也 君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤 本 博 君 事務局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君 事務局 長 竹 田 哲 君

◎議会事務局

事務局 長 竹 田 哲 君 事務局 副 主 幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。去る9月17日、18日決算審査特別委員会が開かれ、付託事件の認定第1号乃至認定第7号の審査を行い、それぞれの結果報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から提出の令和6年9月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に追加議案について申し上げます。長側提出のものは同意1件です。議会側提出のものは意見書案3件、議員派遣1件、承認1件で本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号 委員会報告 令和5年度美深町一般会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2号 認定第1号 令和5年度美深町一般会計決算の認定について乃至日程第8号 認定第7号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。本件、認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括してご報告をいただきます。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。令和6年第3回定例会において本特別委員会に付託されました認定第1号 令和5年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について、去る9月17日と18日の2日間、主要施策評価調書、監査委員の意見書、各会計決算書、財産に関する調書、決算説明書等に基づき審査を行いました。審査の経過につきましては、議長並びに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会ですので省略をさせていただきます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7

号については、全員賛成で認定すべきものと決しました。以上で、委員長報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告は、認定第1号 令和5年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については、全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は、議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。従って質疑・討論を省略し採決を行います。日程第2 認定第1号 令和5年度美深町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って認定第1号については、認定することに決しました。

◎日程第3 認定第2号 委員会報告 令和5年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 認定第2号 令和5年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第2号については認定することに決しました。

◎日程第4 認定第3号 委員会報告 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 認定第3号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第3号については認定することに決しました。

◎日程第5 認定第4号 委員会報告 令和5年度美深町介護保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 認定第4号 令和5年度美深町介護保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第4号については認定することに決定しました。

◎日程第6 認定第5号 委員会報告 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第6 認定第5号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第5号については認定することに決定しました。

◎日程第7 認定第6号 委員会報告 令和5年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第7 認定第6号 令和5年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第6号については認定することに決定しました。

◎日程第8 認定第7号 委員会報告 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第8 認定第7号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、認定第7号については、認定することに決定しました。

◎日程第9 議案第31号 美深町国民健康保険条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第31号 美深町国民健康保険条例及び重度

心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第31号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 3つほどになるのですけれども質問させていただきます。今回のこの2つの条例を改正する内容ですが、マイナンバーカードの推進ということで、この度マイナンバーカードと被保険者証の一体化というのが、以前はそんな無理なことするのかなというのがもう3カ月以内に迫ってきたのかなと思っています。まず1点目は、マイナンバーカードと大きなもちろん直接的関係ありますので、施行日が12月の2日ということで3カ月以内に迫っていますけれども、現在のマイナンバーカードの美深町の交付状況、人数等人口の割合といいますか、交付状況を教えていただきたいと思います。できれば8月末ですとか。それから2点目なのですが、今マイナンバー未交付というのがありますが、この条例でいいます、国保の被保険者の方のうちどのくらいなのか。それから重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成の受給者の中でどのくらいいらっしゃるのかわかれば教えていただきたいと思います。というのは、議案の4ページの改正案の下線部のところですね。医療保険各法による被保険者であることを証する書面というのがあって、これが資格確認証というものになるのだと思うのですけれども、それがどれくらい必要になるのかと。または電磁的記録というのがマイナンバーカードだと思うのですが、そういう資格確認証みたいなのがどのくらい必要になってくるのかを知りたかったです。それは最後なのですが、今の文章にもありますが、書面または電磁的記録及び受給者証を提示するというので、例えばマイナンバーカードをもらっていても受給者証と2枚必要になるということで、これが国の資料を見ても、それももうマイナンバーカードに収めていくというようなものも進めるようでは、これは国の補助で先行しているところははじめるような情報もあるのですが、美深としてどのような予定なのか、そのようなことの予定があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） まず1点目の8月末のマイナンバーカードの普及の状況なのですけれども、美深町では保有の枚数としましては、8月末現在で2,745枚ということで、保有率としましては72.4%の普及ということになっております。ちなみに北海道では73.6%ですので、ほぼ同じくらいの割合かと思っております。2点目に資格確認証ですね。こちらの交付するうち見込み、交付するということになるのですけれども、これは12月2日以降は健康保険証が廃止されまして有効期限が到来した場合、転職等で保険者が変わった場合は、健康保険証の新規交付がされないということで、

保険証機能のついたマイナンバーカードを所有していない方については、今後申請いただくことなく各保険者の方から資格確認証を交付するということになっております。資格確認証の交付の見込みなのですけれども、今のところ試算しますと美深町全体では2,220名ということになっていまして、そのうち国保の対象者は550人、あと後期高齢の方も550人ということで見込んでいます。あと重度ひとり親の受給者証というのを交付しているのですけれども、これがマイナンバーカードに一本化する予定ということで、こちらの方としましてもいずれは一本化されるという予定ということで伺ってはいるのですけれども、まだ移行時期や内容についてはまだ情報が来ていないという状況です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。1点目はそのとおりで72.4%。ただ2,745ですから、まだ千人ぐらいですか。と思います。それと2つ目にお聞きしたところで国保でも550人、後期でも550人ということで、これがマイナンバーの交付が進めばそれだけそういう人数が減っていくのだと思うのですけれども、これは先ほどちょっと答弁でお聞きしたのは、資格確認証も送るということなのでしょうか。それとも申請を周知して、もしそういう方がいればマイナンバーに来る方もいると思いますし、資格確認証をどうしても欲しいということにするのか。それともこちらから個々と、後期でいうと送るのか、その辺3カ月に迫っているというのも、保険証まだ有効期限まであるのですけれども、その辺申請なのか、送るのか、その点だけでも1つ教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 資格確認証をこれから対応するという形になるのですけれども、国保と後期の場合は1年間猶予がありますので、今送っている保険証については、令和7年7月31日まで有効という形になっておりまして、その前に健康保険証紛失した場合だとか、新たに75歳に年齢に達した方については、郵送という形を考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 最後、今ご答弁いただいたのですが、そういった失くしてしまったとか新たになったということもそうなのですが、そのまま7月まで有効なのですが、その時がまたポイントになるということですかね。保険証が本当になくなるので。その時に、対策がどのようなことが考えられるかだけ、すみません。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 国保の場合でいきますと、例えば社保から国保になった場合、窓口で手続きが必要になるのですけれども、そういった場合については窓

口で確認をしながらお渡しするという形です。あと、今現状で保険証を持っている方については、郵送という形で考えております。

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） 先ほど、保険証の持っていないとか、まだマイナンバーカードと紐づけされていない方、それぞれの人数をお知らせして大体550人ぐらいとお話したのですけれども、これはあくまでも美深町全体で1,560人ぐらい紐づけされていない方がいるということです。ですから、全体で2,745枚交付はマイナンバーカード、ですね。交付はしているけれども、その内の1,560人は、保険証として紐づけをされていないということです。その部分でそれぞれ540人と多い、割合的に計算したものなので多い数字になっています。これからマイナンバーカードとのことをどうするかという問題もそれぞれあるのですけれども、今、報道でも色々されているとおり、これからどうなっていくかというのは国の方針でまだわからないところがたくさんあります。ですから、国からの指示があり次第こちらとしても順次対応していくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第31号について採決します。議案第31号 美深町国民健康保険条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第31号は可決されました。

◎日程第10 議案第32号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第32号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。これから議案第32号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 11ページになります。中段にあります扶助費について、身体障害者の補装具費についてお聞きをいたします。どういう経緯で、今この時期に補正という形になったのか、参考までにお聞かせください。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 身体障害者補装具費の関係ですが、当初予算、例年実績を見ながら当初予算組んでいるわけですがけれども、今年に限っては特にその車椅子ですとか、補聴器の実績と相談が多くなってきてございますので、この時点で補正をさせていただきますかと思っております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 車椅子たしか4台、その他の補聴器等も補装具の中に該当するということですね。他のものは何かありますか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 補装具の中には、今荒川議員がおっしゃったように車椅子、補聴器、さらには装具ですね。下肢装具とか靴型装具とか色々あるのですが、メニュー的には色々種類が補装具として認定されております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 必要な方はその申請をして初めて選別するような形になるのでしょうかね。今までどうしていたのですかね。その方たちは。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 新たに必要になってくる方が実際に多くて、車椅子もそうなのですけれども、例年あまり車椅子の支給の申請はなかったのですが、今年に限ってはかなり多くて4件見込んでいるところでございます。特にその今回は、子どもの方の車椅子、身体障害者の方の車椅子が申請あがってきておりますので、新たに作るというようなことでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 私は、災害対策費の防災マップ関係についてお伺いをしたいと思っております。防災マップですから、当然この予算というものは全町民に配布する部分、戸数分プラス色々な予備も含めての予算だと思うのですけれども、当然といえば当然なのですが、防災マップ、これ配布したあと、配った後、新しく入ってきた人等にはどのような対応をしているのかをまず伺いたいのと、それと現状のマップがこれなのですけれども、当然これの中身を足すものは足して、町民によりわかりやすく良いものをということで、編集されると思うのですけれども、ちょっと現状の防災マップの中の記載のことでちょっと確認したいことがあるので、お伺いしたいと思うのですけれども、これは前回これができた時にも私確認はしたのですが、再確認にもなる部分はあるかと思うのですけれども、現在町内の各自治会等の中では、それぞれの地域に避難所というものをちゃんと設けております。当然避難所ですから、避難先になるわけですがけれども、それプラス特に市街地等に

おいては一時避難所を設けてあります。例えば、1つの例でいきますと、私どもの第5自治会、ここでいきますと美深小学校が避難所になっています。ここは敷島自治会も美深小学校が避難所になっています。その他に、美深高校とSUN21というのが、一時避難所として指定をされております。こういう書き方になると本当に何かあった時に、町民は近くにいてもいいのか、どこに行ったらいいのだろうということで、ちょっと心配になるというか混乱が起きませんかという話をした時に、当時これができた時の回答では、それぞれの地域にどこに避難するかということを指示を出すので、その辺の混乱はしないという回答をいただきました。そういうことであれば、そうなのだろうということだったのですが、その指示を出すときに、避難先の指示を出すときにですよ。このそれぞれにある一時避難所というものが含まれるのかどうなのか。あくまでも最終的な避難所ということだけが指示として挙がるのか。ちょっとその辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 只今、いただきましたハザードマップのご質問なのですけれども、まず1点目の配布、転入の場合の配布は、今どうしているのかというところなのですが、こちらにつきましては、今3月、4月あたりの転入の多い時期に限らず、転入されている方には、転入の手続き、窓口に来た時に、そこで色々ごみの冊子や何かと一緒に合わせて配布をさせていただいております。ただ、今ちょっと部数の問題と内容の古いところもあるのですが、一応現状の形はこういうことになっていますということで軽く説明しております。それから避難所の関係、こちらハザードマップに一時避難所、また普通の避難所ですね。載っているのですけれども、それを作った時に支持を出しますと。問題は基本的に実際に災害が起きた時にどういう指示をして避難所を指定するかということになってくるかと思いますが、そうですね。支持をしますと言っただけで、ちょっと説明として、ちょっと説明というか、こちらの対応として寂しいかもしれませんので、その辺も加味したような内容を検討しながらハザードマップの方と、それから防災計画。あと実際に避難訓練なんかもちょっと一生懸命取り組んでいきたいと思いますので、そういう中で対応していきたいと考えます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 転入者にはそれぞれその都度、渡しているということで、聞いてそこに関しては安心したのですが、住民の中で引っ越してしまうという方もいるし、美深町の場合はまだ特にうちの自治会や何かは、学校の先生が多くて、定期的に必ず入れ替わるのですよね。そういう数も見たら結構なものになるのかなと思うのですが、そういう場合は教員住宅という限定したところであれば、例えば防災端末機というのは持って帰らな

いですよね。全部そこに置いておくので。このハザードマップにもそういう方は、できるだけその防災端末機と一緒にこれも置いていってくださいと、そこに据え置きにしちゃうと、それでない方は申し出てくれたらということも1つできるのかな。どれだけの余分をするかわからないですけども、特定のその転入者、転出者に関してはそういった方法もまた考えられるのではないかなとは思ってはいたのですけれども、それともう1点、先程の避難所の関係ね。避難所の関係では、まだきちっとした決めというものはないように感じたのですけれども、実はこれで見えていきますと、例えば先ほど第5自治会の例として話をさせていただきました。そして第5自治会はSUN21というコミセンがそこにあるのです。コミセンと併用になっている施設ですよ。お隣の自治会のことを申し上げると申し訳ないのですけれども、第4自治会。第4自治会もSUN21がコミセンになっています。そしてこの表でいくと第4自治会というのは、避難所は美深町民体育館。そして一時避難所として利用できる場所は、交通ターミナルとほっとプラザになっています。そして一番近くにあるSUN21というのがここには入っていないですよ。ところが、厚真で地震があった後、停電のことで大変問題になったということで、各自治会のコミセンにはポータブルストーブとその時に電気がなくなった時の発電用の発電機というものを全部置いてあるのですよね。置いて準備しているのに、第4自治会はそこに入っていないというのは、ちょっと問題があるのではないかな。検討しなければならない部分ではないのかなとちょっと思っているものですから、この書き方だとか、対象をどうするかということに関しては、ちょっと詰めなければならない部分があるのではないかなと思うのですけれども、是非ともそういうものを検討した内容のものが、町民の手元に渡るような形になっていただければ良いかなと思うのですけれども、それについてお伺いをいたします。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） まず、1点目の教員住宅や何かの場合、置いていただいてもよろしいのではないかとということ、そうですね。転出の手続きに来ていただいた際にですとか、そんなお話もさせていただくことも可能かと思しますので、ただ新しい人が新しいのが欲しいということもあろうかと思しますので、その辺は臨機応変に対応していきたいと思えます。それから避難所の関係なのですけれども、基本その最終的には一時避難所ではなくて、体育館というところに来てもらうまでの仮というわけではないのですが、避難所としまして言われたとおりその私自身もその場にいれば、どっち行ったらいいのだろうとなりかねないのかもしれないので、ちょっとそういうことも貴重なご意見としてお伺いさせていただいて、業者が決まってこれから詳細の内容を詰めていくときに、そういうことも含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） そういうことになっていけば良いかなと思っておりますので、その中でもう1点、一時避難所ですね。一時避難所というのはほとんど町の町有、町立、公立の施設なのですけれども、一カ所だけ美深高校だけ道立なのですよね。そしてそこでもって美深高校とその辺に関しても打ち合わせだとかそういうものがしっかりできていれば良いのですけれども、これ一時避難所ということで例えば日中の平常時に個人の判断がもしあったとしたら、高校の授業中に入っていくということもないとも限らないですよ。その辺で、高校の方にそういう話で、どういう風にこの一時避難所の扱いについて説明受けているかということを知ったら、ちょっと認識が違っていたのですよね。そういうこともあるので、その辺に関しては、高校というものをしっかり一時避難場所として機能させるには、ある程度やっぱり説明とか打ち合わせが必要なのではないのかなと感じたものから、合わせてその辺の対応もした中で、ハザードマップというものが出来上がれば良いなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） はい、今ご質問というか、ご意見というか、お聞きしながらなるほどと正直思ひまして、限りなくないとは思ひのですが、昼間一時避難所だから美深高校に行きましたと、学校の方でも玄関で止めるかもしれないのですが、一応その辺もやっぱりしっかりと整理したものを作るようなことで、肝に銘じていきたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 11ページになります。総務費の中の母子保健医療対策関係等の返還金の関係です。こちらなのですけれども、利用者令和5年の実績の確定で返金するものという風に伺ひておりましたが、利用者が少なかったのかということと、その対象になっている人で手続きしていない人がいるかということを知りたいと思ったのが、まず1点。それと先ほど藤原議員の方からも話があったハザードマップの関係です。一般質問でのお答えの方で外国語表記の方もするよということでお話がありましたが、その外国語表記については、どのようなものを想定しているのかということ、この2点お伺ひしてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 母子保健医療対策総合支援事業補助金の返還金の関係ですが、事業内容としましては産後ケアに係る費用に対する補助金になります。この実績が令和5年度産後ケア利用した方がゼロ件だったものですから、ここに係る部分全

てを返還するというような予算計上でございます。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） ハザードマップの外国語表記の件ですが。基本というか外国語は英語で考えています。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 先ほどいった母子保健についてはゼロ件ということなのですが、こちら障害者医療、障害者自立、障害児入所、子育て世帯、感染症予防、出産、子育てと全てにおいてちょっとお伺いしたかったのですが、ちょっと言葉が足りなくてすみません。全て手続きしていない方が、対象だけれども手続きしていないという人はいないということよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） こちら全て保健福祉関係の補助金の返還金になるのでありますが、こちら国と道から補助金を事業に対して補助金をもらっているものでございます。実績が、少なかったために費用がかからなかったために、国と道の補助金を返還するものでございまして、対象となった方が申請しなくて利用されなかったというものはないという風に思っております。

○6番（田中真奈美君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは、2項目質問させていただきます。11ページになるのですが、中段のちょっと上あたり、交通防犯推進費の地域安全推進協議会の交付金55万円が、これは富岡の生活改善センターのところに交通安全の看板のことだと思うのですが、55万円ということで、どのような修繕があるのかということと、確か南向き、北向きでメッセージということですかね。標語ということでしょうか。あると思うのですが、現在どのような修繕を考えているかというのがわかりましたら教えていただきたいと思っております。大事な看板だと思っておりますので、お願いします。それともう1点は、同じく11ページの下から2段目ですが、美深厚生病院の運営支援補助金、2,031万3千円の減額ということで、良かったなと思うのですが、2千万ということで主な減少要因がどのようなことだったか。当初3億1,600万から引きますと2億9,500万になるということですが、主な減少要因を教えていただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 地域安全推進協議会交付金ということで55万円ということで、今回交通安全の富岡13線の国道40号の看板を改修するという形にな

りますけれども、こちら経年劣化により一部風で飛散しておりまして、文字が読めなくなっている部分があったり、柱の部分が錆びているという形になっておりまして、今回補修を行うというものでございます。現在の表示につきましては、北側には夕暮れ早めのライト点灯と南側にはスピード落とせという表示がされておりまして、こちらに修繕後も同じ表示、表示内容には変更ないのですけれども、今回反射シートを入れた文字にすることにより、夕方でも見やすい文字ということにして、あその部分は直線で事故もある可能性がありますので、重要な修繕だと考えております。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 美深厚生病院の運営支援補助金の関係ですが、減額となった主な理由としまして、当初想定しておりました診療報酬の収入の部分ですね。診療報酬が増えたこと、こちら810万円ほど増えております。それと令和6年1月から療養型病床に変更したことに伴いまして、看護師の配置基準が変わったことがございますので、その関係で看護師が減ったという部分で、人件費が減っております。こちら人件費の減が950万円ほど減額になっておりますので、こちら2つ合わせて約1,700万ほどの減額、補助金の減額ということになってございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） もう少しだけ、すみません。報酬は810万円ほどということは、患者数が多く、見込みより多かったのかどうかというところと、あるいはそうではないけれども、報酬が上がったことなのか、患者数なのかどうかですね。それから支出でいいますと3カ月で見込み950万円ぐらい減ったようですが、この傾向はそうすると、これは令和5年度の結果ですけれども、令和4年度もかなり効果があるといったらおかしいですけれども、影響があるものなのでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 診療報酬の増につきましては、見込みの段階で人数まで把握していないものですから、総体的な金額で金額での比較ということでご了承いただきたいという風に思います。それと令和、先ほど令和4年度と聞こえたのですけれども、令和6年度の影響ということでよろしいでしょうか。看護師の配置基準が以前患者13人に対して、入院の方ですね。入院の方になるのですけれども、患者が13人に対して看護師が1人以上、配置しなければならなかったものが、令和6年1月から療養型病床に変更に伴いまして、患者20人に対して1人という風に変更となっているところでございます。その関係で令和5年の12月と令和6年の1月、看護師の人数だけ比較しますと4人の減となっております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） 11 ページの役務費、振込手数料の関係でちょっとお聞きしたいと思います。こちらの方ですね。事前の説明では、簡易水道事業などの方で具体的な金額の方を確か北星信金さんだったと思いますけれども、説明で示されていたかと思うのですが、この補正予算の部分の方では各金融機関の関係で料金の額の決定はしたという説明で具体的な額が説明なかったと思うのですが、そちらお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） 手数料の額の細かい部分ということでご説明申し上げたいと思います。今回、補正で挙げさせてもらった部分については、指定金融機関である北洋銀行さんの分と、それから北星信金さんの分、そして郵便局さんの分とございまして、細かく何点かあるのですが、北洋銀行さんの部分については、手数料が現行15円。1件15円がネットバンキング、紙のやつ合わせて15円なのですけれども、今度改定後については、ネットバンキングで同じ北洋銀行内であれば40円、そして他行にの場合については102円、そして紙の場合、同じ北洋銀行内であれば3万円未満で200円。3万以上で400円。そして紙で他行に振り込む場合については、3万円未満が550円、3万以上が700円となってございます。それと給与振り込みについては、今まで無料だったのですが、他行に振り込む場合については、40円となってございます。あと次、北星信金さんの場合、今まで無料で取り扱っていただいたのですけれども、ネットバンキングの場合、実際にはうちから北星信金さんに振り込みを依頼することはないのですけれども、指定金融機関を通すので基本的にはないのですけれども、額としては一応協議しましてネットバンキングで同じ信金内では30円、他行では92円。紙の場合については、北星さんの方は全部同じ金額で100円となってございます。それから郵便局さんが1回貯金センターの方に行って、それで日ごとに送金されるものですから、それで1日に1件という形になりますので、そこは1件68円ということでそれぞれ協議して決定してございます。農協さんの方も実は確認したのですけれども、農協さんについては、どうするかまだ協議中ということで、これについては特に、特別直接取引することはないので、出てこないのですけれども、そういった物については今後協議してということになります。以上です。

○議長（南 和博君） 9 番 和田君。

○9 番（和田 健君） 改めて具体的に聞きまして、この補正予算であがってきている76万4千円という額もそうなのですけれども、今後の財政負担というのが、数字的にもちょっ

と手数料として大きいような印象を受けているところなのですけれども、一般家庭でいえばこういう手数料とかというのは、かなり節約の対象になっている部分がありまして、そういう面で、この役場の財政的にもどういう風に、この改定後の値上げに対して対応していくというか、一部インターネットで私も調べましたけれども、他の自治体も素直にに応じているというよりは何らかの工夫をしているような感じで見受けられまして、大体はその振り込みの回数をできるだけまとめて減らすだとか、そういった手段をとっているのが多く見受けられたのですが、その部分での対策的なところでどういう風に考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） まさにこの部分については、今回については10月から半年分という中で、この金額ということと、すみません、1つ説明忘れていました。あと窓口納付というところでも手数料が今度かかるようになりまして、信金さんについては、1件50円と。それから北洋さんについては、1件340円ということなのですが、ただ北洋さんについては指定金ということで、これまでも協議の中で今のところ先にちょっと伸ばしてもらっているという状況でございます。おっしゃられたとおり、この手数料をどういう風に節約していくかというところを色々今協議をしているところで基本的にはそのネットバンキングやっている部分でこちらの方にどんどん振り替えていくという部分と、あとどうしようもないのが紙の部分については、請求でその納付書が来て、それで払わなければいけないとか、振り込みをして払わなければいけないという場合、これはどうにもならないということもありまして、ただその中でもそう変えてみたいと。あとそういったところで、今まだ細かい部分については、これからも詰めないといけないのですけれども、そう言われたとおり支払回数を減らすとかの工夫もしながら、ちょっと色々検討しながら進めていきたいとは思っています。また窓口納付の部分についても、こういったことで手数料がかかってくるという部分では、口座振替の推進をどんどん進めるとか、そういったところも合わせてちょっと銀行さんの方にも協力いただきながら窓口でそういう払われる方については、そういった呼びかけもしてもらいながら一緒にやっていきたいと思いますので、そういったことで進めていきたいと思っています。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 11ページです。1番下の予防接種補助金のところですね。コロナワクチン接種のことなのですが、これはいつでも受けられるのか、あとはインフルエンザのように期間が決まっているのかということと、そのお知らせ方法についてどのようなものを使っていくのかお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 予防接種補助金の関係のうちのコロナ接種、コロナの予防接種の関係でございますが、こちらは接種期間10月から3月までの半年間の接種期間でございます。その中で、美深町で打てる機関、今まだ厚生病院と協議中ですけれども、10月下旬から施設入所者の接種が始まって、その後11月入ってからになると思うのですが一般の方の接種を始めるように、今協議を進めているところであります。町民の方への周知につきましては、回覧板等を通じて周知をこれからしていきたいと思っております。

○4番（名取明美君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） ありませんね。なければ討論を終了します。これから議案第32号について採決します。議案第32号 令和6年度美深町一般会計補正予算（第4号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第32号は可決されました。

◎日程第11 議案第33号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第33号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第33号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第33号について採決します。議案第33号 令和6年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第33号は可決されました。

◎日程第12 議案第34号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第34号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第34号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第34号について採決します。議案第34号 令和6年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第34号は可決されました。

◎日程第13 議案第35号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第35号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第35号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論もありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第35号について採決します。議案第35号 令和6年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第35号は可決されました。

◎日程第14 議案第36号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第36号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第36号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第36号について採決します。議案第36号 令和6年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第36号は可決されました。

◎日程第15 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第1号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。現在、教育委員としてご活躍いただいております、清水満寿美さんは、平成21年12月21日に就任され、この間保護者・母親の立場から本町の教育行政の進展にご尽力をいただいていたところではありますが、9月30日をもって4期14年9カ月の任期が満了いたします。その後任といたしまして、これから申し上げる方を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。今回教育委員に任命いたしますのは、美深町字東3条北6丁目7番地1にお住いの斉藤美香さんであります。斉藤さんは、昭和59年1月8日美深町生まれ、現在40歳で2人のお子さんを育てながら配偶者が経営する会社で働いておられます。斉藤さんは働きながら子育てをする女性として、また保護者の立場で幼児センターや小中学校でのPTA活動から幅広い経験と知見をお持ちであり、地域、住民、保護者が期待する教育の在り方を議論し、本町教育行政の推進にご活躍いただけるものとの判断から教育委員として任命いたしたくご提案いたしますので、満場のご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、本件について質疑があれば発言願いま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 質疑がなければ質疑を終了します。討論は省略し、これから同意第1号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(南 和博君) 全員起立です。従って、同意第1号は同意することに決定しました。

◎日程第16 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長(南 和博君) 次、日程第16 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、名取議員、賛成者は、小口、藤原、田中、望月、木下各議員です。この際、提出者の名取議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

4番 名取君。

○4番(名取明美君) 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。提出者、名取。賛成者、小口、藤原、田中、望月、木下各議員です。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)です。意見書の朗読を行います。地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から不足する人身体制の改善を図っていくためには、今後はより積極的な財源確保が求められます。このため2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出した地方財政を実現するよう以下の事項を求めます。1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の

再構築、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。2、とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくにこれらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。またその一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。6、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。7、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。8、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。9、地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けて、地域公共交通体系の整備について、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の政策充実をはかること。10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから意見書案第3号について採決します。意見書案第3号の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、意見書案第3号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第17 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出)について

○議長(南 和博君) 次、日程第17 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は名取、藤原、田中、望月、木下各議員です。この際、提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番(小口英治君) 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。提出者は私、小口。賛成者、名取、藤原、田中、望月、木下の各議員でございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。内容は、意見書の案を朗読させていただきます。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。北海道は豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に生まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高

騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。記 1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第4号について採決します。意見書案第4号の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第4号は原案のとおり可決され

ました。意見書を提出することに決定しました。

◎日程第18 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」
(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

○議長(南 和博君) 次、日程第18 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、田中議員。賛成者は和田、荒川、名取、中瀬、蠣崎各議員です。この際、提出者の田中議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

6番 田中君。

○6番(田中真奈美君) 意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記のとおり意見書を提出するものであります。提出者は私、田中。賛成者は、和田、荒川、名取、中瀬、蠣崎各議員です。提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長。内容については、意見書を朗読させていただきます。道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案。道教委は2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村となり、この3年でさらに増加します。指針(改定版)では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。地元の高校を奪われた子どもたちは、長距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもたちの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存

続に向けた努力をしています。しかし本来こうしたことは、道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても、すでに計画された募集停止が撤回されないなど、地域の声が反映されておらず、また募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかなです。道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地方の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していく必要があります。以上の趣旨に基づき次の事項について意見します。1、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し、地域の高校を存続させること。2、すべての道内公立高校の学級定数を30人以下に引き下げること。3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第5号について採決します。意見書案第5号の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第5号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

○議長（南 和博君） 次、日程第 19 議員派遣の件を議題とします。お諮りします。会議規則第 122 条の規定によって、お手元に配布のとおり議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は原案のとおり決定しました。

◎日程第 20 承認第 3 号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第 20 承認第 3 号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出のとおり承認したいと思います。そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査の所管事務調査についての申し出は承認と決定しました。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和 6 年第 3 回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前 11 時 22 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 和 田 健

署名議員 荒 川 賢 一